

新 人文学

Annual Bulletin
of the
New Humanities
Vol. 18

【巻頭言】

ことばの履歴書——「人文」と「文化」
大谷通順

【論文】

日本中世徳政論再考のために

—ものはもどらなくても時は動くかもしれない

片岡耕平

平川唯一「英語会話」
テキストの分析

—後のラジオ講座を踏まえて—

柁木貴之



●【研究ノート】

レビ記における「穢れ」の概念
辻見祐太

【彙報】 令和二年度 大学院文学研究科 学位論文題目一覧
文学研究科教育・研究発表活動覧

●編集後記



Annual Bulletin of the New Humanities

Vol. 18

December 2021

Contents

Foreword

Michiyori OTANI The Changing Meanings of Chinese Characters:
“人文” and “文化”.

Articles

Kohei KATAOKA One Suggestion For Rethinking *Tokusei* In Japanese Medieval
Society

Takayuki
MASAKI An Analysis of “English Conversation”
Texts by Tadaichi Hirakawa: With Reference
to the Radio Programs that Followed

Essays

Yuta TSUJIMI The idea of “Impurity” in Leviticus

Notes

Editorial Notes

〔巻頭言〕

ことばの履歴書——「人文」と「文化」 大谷通順……………002

〔論文〕

日本中世徳政論再考のために 片岡耕平……………010

—ものはもどらなくても時は動くかもしれない

平川唯一「英語会話」テキストの分析 榎木貴之……………105

—後のラジオ講座を踏まえて— (001)

●〔研究ノート〕

レビ記における「穢れ」の概念 辻見祐太……………059

(047)

〔彙報〕 令和二年度 大学院文学研究科 学位論文題目一覧……………106

文学研究科教育・研究発表活動覧……………112

編集後記……………114

年報
新
人文学

【第十八号】

二〇二二年十二月発行
目次

Annual Bulletin
of the
New Humanities
Vol. 18

ことばの履歴書——「人文」と「文化」

大谷 通順

武漢発の新型コロナウイルスが世界を席捲してはや二年がたった。このウイルス、中国名を「新型コロナウイルス」、状病毒というが、それではまどろっこしいので「新冠」とつづめ、単独では使用せずに、病名「肺炎」につなげて「新型コロナウイルス」（日本語の「新型コロナウイルス感染症」に相当とするのが一般的だ。しかし、じつはもつと頻繁に耳にするのが「疫情」というよび名なのである。語の組み立てに厳密に従えば、「疫情」とは本来は疫病の「情況」を意味するはずだ。「世情」や「敵情」（日本語も同形）と同じ構造であるから。ところが昨今の使用実態を見ると、「疫情」は疫病の「流行」を直接に指す例が多く、果ては疫病「そのもの」を意味する場合さえある。国連の中国語正式文書に「兒童に対する「疫情」の影響を軽減する」などがあるのがその明白な用例だ。日本語でも「コロナ」の一語でウイルスからその流行までを片づけるところをみれば、日常語というのはつくづくミニマル志向である。

十年前に北京で研修していたとき、宿舍のそばで大規模な再開発があり、工事中の一街区をおおう広

告看板に、巨大な「人文的」の文字が躍るのを見た。当時はそれが目新しく、周囲にたずねて、ようやく「人をたいせつにする」とか、「人にやさしい」というニュアンスの新語であることを知った。



「“人文”的な大邸宅」：安徽省蚌埠市のマンション「百合公馆」のキャッチフレーズです。



河南省鹤壁市の「小区」(独立居住区画)が「朝歌里」(地名) + 「人文」 + 「小镇」(小さな町)と名づけられています。(不動産の紹介ビデオより)

この「人文」の語は、いまや中国各地で開発が進む高級住宅街やマンションを飾るキャッチフレーズとして、不動産広告にあふれかえっている。特によく目にするのは「人文家園」という用例だ。「家園」とは読んで字のごとく、直接には「家屋」と「庭園」を指すが、意味は「家庭」や「郷里」にひろがる。「人文」がそれを形容している格好だ。日本語でその「人文」にふさわしい訳語をさがすならば、「文化的」あたりになるだろうか。

生活や居住環境を形容する日本語の「文化」については、日本国憲法第二十五条に「健康で文化的な最低限度の生活」という文言があることもあって、これまでに議論や定義が重ねられ、私たちにもある程度の共通認識はできていると思う。要するに、単に肉体的に生存するだけでなく、人として精神的に満たされた生き方、あるいはそれを実現する営みを「文化」というのであろう。しかし、そもそも「文化」の語それ自体は中国の古典に早くから見られ、「武威を用いずに民を教化する」という意味だった。それが明治・大正期の日本で「Kultur（独）」の訳語として新たな生をうけ、清末・民国初期の中国語にも日本語由来の外来語として吸収されたのだ。ところが当初は学術的な専門用語も、いったん日常語に流れこむと、思わぬ逸脱がはじまる。極端な例として、日本語では「文化住宅」や「文化たきつけ」のように「利便性」や「今様」にかたよった例がとびだした。中国語も、現今の日常語では「教育」という意味あいが強くなり、「没文化」とは「無学・無教養」、「文化水平」とは「學歷」のことを意味する。

いっぽう「人文」の語は、中国の古典的用例では、世界を形成する三つの素材（天・地・人）の有り様（「文」）、すなわち「天文」・「地理」・「人文」のひとつだった。そのうち「人文」の「文」では「文字」という一面が突出し、人間の精神活動とその表現形態の全般を意味するようになった。それ

が明治・大正期の日本で「humanities（英）」の訳語として再定義され、やはり民国初期の中国語に吸収されたのだ。しかし、先の不動産広告の用例に至るまでには、まだ一定の道のりが必要だ。おそらく「human」のうち「人間味のある」「思いやりのある」などという形容詞の側面が拡大して、日本語の「人」には見られない、あのようなキャッチフレーズが生まれたのだろう。

しかし日本語ならば「文化的」と表現するところ、中国語ではそれを避けたかのように「人文」の語が選ばれた、その経緯になにやらいわく言いがたいものを感じる。

中国で「文化」が選択されなかった理由として第一に思いあたるのは、先述のように、もともと「文化」の「文」は「武」の対義語で「文字」を主たる表現形態とし、「化」は「教化」の意味に過ぎず、「人」の要素がいつこうに表面に出てこないことだ。しかも、その「文」たるや「文以載道（文はもって道を載す）」という、宋代の儒学にさかのぼる常套句がしめすように、思想や道徳（「道」）を盛りこむための、いわばプロパガンダに堕しかねない代物なのだ。

第二に、「プロレタリア文化大革命」の記憶が「文化」のまぎれもない実例として、人々の脳裏に焼きついていることだ。「文化大革命」の「文化」が、私たちの「文化」理解と異なることをしめす典型例として、一九六七年、川端康成・石川淳・安部公房・三島由紀夫が連名で発表した文革反対声明がある。そこで四氏は、中国の「学問芸術」が政治権力の具から脱して、自律性を恢復するように訴えた。しかし、当の中国では「文化」（学問芸術）はすべて一定の社会階級や一定の政治路線に属するものであり、時あたかも「ブルジョア実権派」と「造反派」が「文化陣地」をめぐる争奪戦の真っ最中にあつたのだ。社会階級をこえて「人」を包括的に論ずることや、「文化」の超階級性を説くことなどは、まさにブルジョ

ア知識人の階級の本質にほかならず、厳しい批判にさらされるのが落ちだった。

文革の嵐が吹き荒れたあと、一九七〇年代末期に続々と出現しはじめた「傷痕文学」は、文化的な分断のなかで発生したいくつもの悲劇を伝える。とりわけ代表的作品のひとつ、戴厚英『人啊，人！』（ああ、人間よ）は階級闘争の渦中でボロボロに踏みしだかれた「人」の一体感を取りもどそうとする主人公の苦しみを描いて、若者たちの共感を呼んだ。留学中の私も級友から当時貴重だった一冊を借りうけ、徹夜で読んだことを覚えている（次の借り手が待っていたので）。そのようなわけで、高級住宅地を形容するために「文化」ではなく「人文」の語を選んだコピーライター氏の意識には、なんとかして「人」に重きを置こうとする苦心があったと思えてしかたがないのである。

「人文」と「文化」はともに西洋の概念の翻訳語として、ほぼ同時期に日本語と中国語の土壌に植えつけられた同一の種子だったといつかまわらないだろう。ところが、それぞれの環境や境遇によって異なった成長をみせ、いまや異なった花を咲かせているのだ。なんとも興味深いことである。

蛇足ながら中国「プロレタリア文化大革命」の一連の局面、すなわち(一)識字教育・文化啓蒙活動・学制改革などによる人民の文化レベルの引きあげ、(二)文化の担い手の交代（ブルジョア知識分子よりプロレタリア人民へ）、(三)プロレタリアによる新文化の創生などについていえば、一九二〇～三〇年代にスターリンのもとで進められたソ連の「文化革命」(Культурная революция)に似ている。しかし中国では、過渡期としての社会主義には階級闘争が必須であるという明確な戦略のもと、当初より主戦場として「文化」に標準をさだめていたところに違いがある。

(おおたに みちより・北海学園大学大学院文学研究科教授)

論 文

日本中世徳政論再考のために
—ものはもどらなくても時は動くかもしれない—

片岡耕平

平川唯一「英語会話」
テキストの分析

榎木貴之

—後のラジオ講座を踏まえて—



日本中世徳政論再考のために

—ものはもどらなくても時は動くかもしれない

片岡 耕平

はじめに

日本中世社会を特徴づけるとされる言葉は、いくつかある。たとえば、「武士」・「宗教」・「自力救済」・「一揆」などである。「徳政」も、そのうちのひとつと言ってよい。

「日本中世は徳政の時代であった」と言う場合、その「徳政」は、一般に債権放棄・債務放棄を指す。現代でも通用するこの用語法^①は、鎌倉時代末から室町時代に一般化したと考えられる。とりわけ室町時代には、民衆が債権放棄を求めて集団で金融業者を襲撃し（徳政一揆）、幕府がそれを追認（徳政発令）ないし否認（徳政禁制発令）するというやりとりが一時代を通して繰り返された^②。また、

徳政の実施主体の役割は、やがて戦国大名、あるいはその領国内の各地域の有力者層にも担われるようになる^③。徳政にまつわる活動が拡散し、重層的に実を結ぶ時期が、その後半部を占めているという意味で、まさに日本中世は徳政の時代であった。

これだけの存在感に加え、契約が突如無効になるという、現代社会では考えられない現象の珍しさもあつて、徳政をめぐる議論は活発であった。その中で、解明すべき問題は、ある程度絞られてきたと言ふことができる。おおむね次の四点に集約することができるであろう。

- ① 古代の徳政と関連はあるのか。
- ② 債務破棄が、なぜ「徳」とされたのか。
- ③ 中世社会において、なぜ徳政は有名だったのか。
- ④ 実現要求が、室町時代にのみ闘争の形（徳政一揆）をとつたのはなぜなのか。

表題に明らかかなように、私の最終的な目的は、従来の議論が構築してきた枠組みを再考することにある。再考によって、研究者各人の興味関心に即して個別に論じられてきた①④が、実は一貫した問いであることを明らかにした上で、答えを導き出したいと考えている。本稿は、この目標に到るために欠かせない視点を一つ提起する試みである。

この話題に足を踏み入れる格好の入り口になりうる成果を、現在のところ我々は二つ持っている。笠松宏至『徳政令 中世の法と慣習』(岩波新書、一九八三年)と早島大祐『徳政令 なぜ借金は返されなければならぬのか』(講談社現代新書、二〇一八年)である⁽⁴⁾。三五年間の時を経て、くしくも同じ書名で出版された、これら二冊の新書の内容を比較するところから話を始めよう。実は、表面上はよく似ている両書は、根本とも言えるいくつかの点で立場を異にしている。そんな両書の比較は、この話題に向き合う際の方針を見極める有効な方法たりうるであろう。

先に示した③は、笠松書の出発点となった問いである。一三世紀末、鎌倉幕府は、過去に質入れないし売却した所領を御家人が無償で取り戻すことを認める永仁の徳政令を発した。その影響は、立法後一ヶ月を経ない内に史料上に表れている。これは、法の存在が広く認知されている状況など想定できない時代に、かなり異例の事態であった。問いは、この事実を捉えて発せられている。

笠松氏が準備した答えは、「徳政という名の芝居は、もうだいたいぶ前から幕があがっていい」というものであった。つまり、一ヶ月足らずの間に何かが起こったのではなく、幕府の立法は、すでに社会に定着していた慣習とでも呼ぶべきものに則っていただけのことだというわけである。そう主張する根拠として着目したのが、民俗学者折口信夫氏の次の文章⁽⁵⁾であった。長くなるが、後の論旨に関わるので、笠松氏が引用した部分をそのまま示しておく。

それから日本の国では、年の考えが、まちまちであった。それは、暦が幾度も変わったためである。天皇は、日置暦というものを持っていられたが、後に、それがたびたび変化している。その昔の暦を考えて見ると、天皇が高処に登られて、祝詞を唱えられると、春になる。初春に、祝詞が下される、と言うのと反対であつて、天皇が祝詞をお下しになると、春になる、と考えていた。

商返しろすと　みのりあらばこそ　わが下衣　かへしたばらめ（万葉集卷一六）

商返を、天皇がお認めになる、と言う祝詞が下つたら、私の下衣を返して貰いませうが、お生憎さま。商返の祝詞がございませぬから、返して頂くわけにはゆきませぬ、と言うのである。

商返しは、日本の歴史の上では、長い間隠れていた。歴史の上に見えないと言う理由で、事実が無かつたと思うのは、早計に過ぎる。室町時代以後になつて、徳政と言う不思議なことが、突然記録に現れてきたが、これは今まで、記録にも歴史にも現れずに、長い間、民間に行われていたのが、時代の変化に伴うて、民衆の力が強くなつてきたので、歴史の表面に出たのである。

商返しというのは、社会経済状態を整えるため、或いは一種の商業政策の上から、消極的な商行為であつて、売買した品物を、ある期間内ならば、各元の持主の方へとり戻し、また契約をとり消すことを得しめた。一種の徳政と見るべきもので、これがちょうど、夫婦約束の変更、とりかわした記念品のとり戻しなどに似ているので、一種の皮肉な心持ちを寓して、用いたのである。

こうした習慣の元をなしたのは、天皇は一年限りの暦を持つておられ、一年毎に総てのものが、元に

戻り、復活すると言う信仰である。この信仰は続いていたが、事実を見ると、人間は生きていて変わらない。そこに信仰と現実との矛盾を感じてきた。それでも地方では、売買貸借で苦しめられて、やりきれないので、十年目とか、二十年目とかに一度、と言う風に、近年までやってきた。

室町時代の徳政は、「商返し」なる慣習が表面化したものという指摘（傍線部）が、笠松氏に気づきを与えたのである。それを踏まえて、氏は「あるべきところへもどす（復古）政治こそが、徳政の本質」であると定義する。

その「あるべきところへもど」される対象として想定されていたのは、もっぱら物体や物権であった。日本中世社会に生きた人々は、「固有名詞ぬき」のもの「の界」なるものを意識しており、人間の「もの」・神仏の「もの」・僧の「もの」は明確に区別されるべきと考えていたという。売買や質入れは、「もの」を本来の「界」から別のそれへと移動させる行為であり、その積み重ねによって蓄積した越境を、原状に戻すのが徳政であったとする。後続の研究者たちは、「もののもどり」説と表現することが多い。

一方の早島書の主眼は、徳政要求の舞台になった京都とその近郊地域の状況、あるいはそれに対応した室町幕府の機構のあり方に、問い④の答えを見出すことにある。実は、この問いに対して、闘争が徳政実現という目的達成のために、必ずしも必要だったわけではないという答え方も提起されている⁽⁶⁾。武装と襲撃は、あくまでも慢性的に飢饉が起こっていた京都周辺で生き抜く術だったという理解である。闘争と徳政要求の結びつきを前提とする④の問い方は、初っ端から間違っているということになる。が、早島氏は、飢饉に重きを置くことに消極的である。民衆が集団で徳政要求に奔走する必要が生じた、室

町時代なりの事情があつたと考える。たとえば、地域の有徳層の没落に伴う互助的な融資の崩壊などがそれである。

そのこともあつて、氏の徳政の定義は、かなり抑えが効いている。室町時代の徳政は、古代に行われていたそれはもちろん、鎌倉幕府が実施したそれとも違う。加えて、室町時代を通じて徳政に対する認識は変容したため、近世の村落に慣習として残存した徳政と同一視すべきではない。徹底して、室町時代を前後の時代と切り離すわけである。

この点が、先に述べた両書が立場を異にする「根本とも言えるいくつかの点」の一つである。すなわち、広く一般に見られた慣習を下敷きにする笠松書では、それがいつ徳政という形をとるようになり、その背景に何があつたのかは追求されていない。唯一、「公武徳政から私徳政や在地徳政が生れたのではなくて、逆に私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでいる」という印象的な一節⁽⁶⁾が、笠松氏なりの始原の説明に当たるであろう。

加えて、もう一つ重大な違いを挙げるとすれば、それは早島書が「もののもどり」を徳政の本質と捉える立場には立たない点である。実際、徳政にまつわる先行研究の整理と批判をするに際して、早島氏は「もののもどるのか」という疑問を表題に掲げている⁽⁷⁾。この事実は、そう問われた答えとして条件反射で出てくるであろう「もののもどらない」が、氏が研究史整理を試みた時点で一定の説得力を持っていたこと、そして氏もそれを踏襲しようとしていたことを示唆している。

この二点は、単なる両書の差異と言うよりは、笠松書の登場から早島書のそれまでの三五年間に起こった学界全体の評価の変化を投影した違いと言うべきである。両書を選び、その比較から話を始めたのは、

そう判断しているからに他ならない。ところで、この三五年間の変化のきつかけを作ったのは、笠松説を發展させた勝俣鎮夫氏の徳政論⁹⁾であった。中世全般にわたって、土地売買が完全な所有権の移動を意味するという意識が希薄であったというのが、氏の基本的な想定である。「永代」の名目でそれが行われた場合でも、土地はやがては売り手のもとに戻って然るべきと認識されていたという。元の持ち主の手を離れ、買い手に所有されている状態は、土地にとって「仮りの姿」であり、徳政はそれを本来の姿に戻す「復古」の行いという位置づけになる。

勝俣説では、「もののもどり」の「もの」が土地に代表される。これは、元の持ち主のもとに戻ろうとする力の源泉を、土地とそれを開発した人間との分かちがたい結びつきに求めることに由来する特徴である。「もののもどり」たる徳政は、土地のみが備える属性ゆえに起こると考えているわけである。氏によれば、このような土地にまつわる意識は「未開民族」の社会にも見出すことができるという。人類社会という次元で共有されていた観念が、日本中世社会においては徳政という現象として表出したということになる。

後進の研究者によって検証の俎上に載せられたのは、なかでも中世における売買契約が、現代の我々が思い描くそれとは違っていたという大本の想定であった。菅野文夫氏は、遅くとも一二世紀には、永代売買という観念が成立していたことを論証し、この想定を否定する¹⁰⁾。但し、中世における土地の売買契約は、土地そのものではなく、そこに設定されている得分権の移動の約定にすぎなかったため、たとえば、土地の一時使用権や土地からの収穫を担保とする質契約と実質は変わらなかったという。その曖昧さゆえに、「もののもどり」が発効する余地があったと見ている。勝俣説とは反対に、「もの」が土

地そのものではなかったからこそ、「もののもどり」は可能だったというわけである。

売買契約と質契約の併存を確認する点で、井原今朝男氏は菅野氏と立場を同じくする。その上で、後者の比重の大きさを強調し、むしろこちらの契約形態にこそ現代の我々が思い描くのは異なる特徴があったと考えている⁽¹¹⁾。中世の質契約には、どれだけ返済に時間を要しても利子が一定額以上は増えないという原則に加えて、債務者の同意なくして質流れが起こらないという原則が常に付きまといっていたという。現代と比べて債務者の権利が圧倒的に強く、契約する時点で、すでに担保の還流は前提になっていたということになる。この発見に即して、質契約の解消という視角から鎌倉時代に実施された徳政を捉え直す独自の徳政論⁽¹²⁾を展開している。

このように一連の流れを辿ってみると、徳政という現象を引き起こす要因をめぐる見解が変化してきていることに気づく。それは、契約の対象となる「もの」の性質ではなく、契約という行為の性質に求められるようになった。現象を列島社会・人類社会に共通する観念・慣行から説き起こすのではなく、日本中世の社会経済活動の特質の反映と捉えるようになった、と言いつ換えることもできる。「もののもどり」説に立脚せず、室町時代に集中する早島書が、この流れの先にあるのは誰の目にも明らかであろう。かくして「もののもどり」ということになり、それはもはや動くまい。一方で、この現象を「日本中世」という枠組みの中でのみ把握する立場は、何らかの検証によってその妥当性が証明されたわけではない。たとえば、笠松書が依拠した折口氏の見通しは荒唐無稽と切り捨てられるべきものなのだろうか。あるいは、執権北条泰時が、飢饉に苦しむ民を救済する徳政として債務の破棄を企て、券文の焼却によってそれを表明したという逸話から、同じく文書を焼くという行為が見られた古代中国・古代

ヨーロッパに視野を広げて現象を理解しようとした入間田宣夫氏の試み⁽¹³⁾はどうかであろう。

もちろん、この規模の話を、ここでただちに引き受けることはできない。ただ、「日本中世」という枠組みに重きを置く傾向が強まる中でも、前代との連なりに言及する研究が生まれている事実⁽¹⁴⁾には注意してよいと思う。枠組みを超えた広がりへの意識の存在は認めることができる。冒頭で、説明すべき問題に①を挙げたのは、このような状況認識に基づく。実際、天変地異・怪異の発生や為政者の代替わりをきっかけとする点で、古代の徳政と中世のそれがある程度共通しているように見えることは、おそらく誰にも否定できないはずである。

どうやら、それは早島氏も同じだったらしい。早島書は、近世の到来とともに徳政の時代が終焉を迎えた要因を三つ指摘して締めくくられる。天変地異・時間認識の変化、そして自然観の変化の三つである。このうちの自然観の変化が、まさに天変地異・怪異への対応の変化のことであった。人間の行いが、それらを真に解消する手段たりえないことに気づき、人々は徳政にすがるのである。人間の行い、しかし、この締めくくり方は、室町時代に起こった徳政にまつわる現象の背景を、当時の政治や社会経済活動の状況に求めることにこだわった全体の基調に明らかにそぐわない。天変地異・怪異への対応として実施されるのは、古代の徳政の特徴だからである。最後の最後になって、急に古代とのつながりを示唆されることに困惑せざるをえない。このちぐはぐさが、「日本中世」という枠組みへの固執の限界を示しているのだとすれば、我々は「ものものどり」のように時代の壁を超える説明の仕方を、もう一度模索してみるべきであろう。

時間認識という視点

その新たな説明にたどり着く糸口を、他ならぬ早鳥書に見出すことができるかもしれない。締めくくりに登場した変化の要因三つのうちの一つ、時間認識がそれである。早鳥氏は、自らの議論にどう取り入れるべきか成案はないとしつつも、考慮すべき見解として勝俣氏の見通し⁽¹⁵⁾を紹介している。

見通しは、正長元（一四二八）年の土一揆蜂起の際、周辺地域一帯の債務破棄が成ったことを宣言するために刻まれたとされる、いわゆる柳生の徳政碑文の文言から導き出された。「正長元年ヨリサキ者カンへ四カウニオキメアルヘカラス」とある中の「サキ」が、正長元年より後ではなく、正長元年より前の意であることに着目し、古代・中世の人々の目線の、文字どおり先（サキ）には過去があったと指摘する。つまり、未来を背に過去を見つめる姿勢が、彼らの時間に対する認識の基礎になっていたというわけである。同じことは、古代ギリシャなどを例にとっても言えるという。このような認識の存在を前提にすれば、時間の経過とともに乱れた秩序を、過去に存在したあるべき姿に戻す営為として徳政を捉えることが可能なのではないかと述べる。

勝俣氏を、土地と人間の結びつきという視点を導入して、笠松氏の「もののもどり」説を先に進めた研究者としてすでに紹介した。この位置づけからすると、時のもどり説とでも言うべき右の説明は、あるいは不可解に感じられるかもしれない。「もののもどり」説が批判にさらされた結果出てきた新たな説明という可能性も考えられようが、おそらく、それは正しい見方ではない。改めて論述を見直してみると、土地のもどりを主張していた時点で、たとえば徳政とは「復古」のことであるなどと、時間との関

わりを感じさせる物言いをしているからである。

同様の表現は、勝俣説の下敷きになっていいる笠松書にも見ることができ。加えて、笠松氏は、遷代の永代化の否定を徳政の機能の一つとも定義している。本来は有期の保持が認められていたにすぎない遷代の権利・権益を、世代をまたいで徐々に特定氏族・特定法脈などが無期限に占有するようになる状況の是正が、徳政に期待されていたという意味である。そこから、本来の「ものの界」とは異なる「界」で定着しかかっている「もの」を原状に戻すという話になるわけだが、別の展開もありえたであろう。遷代の永代化の否定は、不当な占有が横行する時間の永続性の否定と言い換えることもできる。

この観点から言えば、そもそも折口氏の論説に依拠して「ものもどり」を主張することの妥当性も問われるべきであろう。先に引用した折口氏の文章の全体を、改めて見直してほしい。狙いが天皇による時間支配の影響を論じることにあつたのは、容易に理解できるはずである⁽¹⁶⁾。意図してのことか否かは知るよしもないが、笠松説は、この文章の核心を完全に外して成り立っている。

話が、折口氏の文章まで戻ってきた。「ものもどり」説の出発点の段階から、時間という視点は思いのほか近くにあり続けていたことが分かる。一貫して焦点が合わないままに付きまといつてきたこの視点に、一度焦点を合わせてみてはどうであろう。本稿が提起する視点とは、これである。折口氏の構想を素直に受け止め、勝俣氏の見通しに即して、時間認識の特質から徳政を読み解くという方法には可能性があると考える。

次に掲げるのは、一四世紀前半に作成された手継証文三通の中の一通である⁽¹⁷⁾。

売渡永作手私領田券文事

(対象地の面積・所在を略す。)

右件田地元者、膳盛包先祖相伝私領田也、雖_レ然依_レ有_二直要用_一、西宮比丘尼蓮阿弥陀仏_二

本券文一通相副、限_二永代_一所_レ奉_二売渡_一実也、更他人妨_レ不_レ可_レ有者也、若子細出来候ハ、

本直物可_二進返_一候、縦雖_レ為_二公家武家之御徳政_一、於_二彼田地_一者、以_二別儀_一不_レ可_二一切子

細申_一、仍向後為_二龜鏡_一、新立_二券文_一之状如_レ件、

正中参年三月 日 膳盛包(花押)

対象地に設定された権利の売却を約した上で、この契約が徳政の適用対象外であることを宣言し、買手の権利を保証しようとしている。当時の、ごく一般的な売買契約の証文と言える。それゆえにこそ、視点の有効性を示す好例になりうるであろう。

注意したいのは、このような場合の慣用句と言ってよい「永代を限り」(波線部)が、契約の継続期間を表わす時間表現だという点である。厳密には、期限の不在・期間の永続を表現している。この点を踏まえて、徳政の適用対象除外を告げる棒線部を読む時、契約当事者たちにとって、朝廷・幕府が発する徳政令が、どのような意味を持っていたのかが見えてくる。彼らが、この特約を必要としたのは、徳政が期間の永続を断ち切り、契約時点以降の事実を無にする可能性を持つという認識を共有していたからに他ならない。

では、古代の徳政は、中世のそのように時間の流れに干渉していたであろうか。宝亀九(七七八)

年三月、時の光仁天皇は、皇太子の「病を救う方は実に徳政に由り、命を延べる術は慈令に如くは莫し」との判断で大赦の実施を宣言した⁽¹⁸⁾。どうやら、大赦は徳政の一種と認識されていたようである。

その大赦は、遷都⁽¹⁹⁾・天皇の即位⁽²⁰⁾、そして改元⁽²¹⁾の際にも実施されていた。それまでの時間の流れが断絶し、新たな流れが始まる時機という共通点があるのは明らかであろう。皇太子の病の最中は、天変地異・怪異発生の中も同じであろうが、そうなって欲しいと思わせる時機と捉えることができる。実際、天平宝字から天平神護への改元時に大赦を行った称徳天皇は、「元悪已に除きて、同じく還善に帰せしめ、旧穢を洗滌して、物と与に更に新にせむとす」とその動機を説いていた⁽²²⁾。罪人の釈放に、蓄積した「旧穢を洗滌」し、全てを「新に」するという意味を持たせていたわけである。大赦とともに徳政の意味で実施されることがあった、たとえば、困窮者・病者などの救済や減免税にしても、時とともに崩れた社会の平衡を取り戻し、一から再出発するための施策と位置づけることはできる。

根幹にあるのは、人間を取り巻く環境が、常に劣化し続けているという考え方なのであろう。現在は常に最低であり、理想は過去にある。時とともに積み重なる「旧穢」を一掃する徳政は、理想の過去を呼び戻す。まさに「復古」であった。それをするに相応しい時機に、それが実現したと実感されうる政策を実行するのが、古代の徳政だったのである。

ところで、徳政を話題にする時、避けて通ることができないのが、新制と呼ばれた法令の存在である。平安時代から室町時代前期にかけて、朝廷ならびに幕府から、おおむね禁制として度々発せられたと指摘されている⁽²³⁾。避けて通れないと言うのは、この法令と徳政の関連が確定しているからではない。その発令に徳政の意味があったのか否かが重要な論点であり続けている⁽²⁴⁾という意味で、である。

見方が分かれる理由は二つある。一つは、内容の散漫さである。発令のたびに、莊園整理・過差禁制・殺生禁断など、脈略のない多彩な、しかも一見徳政との関連もなさそうな項目が盛り込まれているのが一般的である。したがって、関連を認める立場に立つ場合でも、項目を絞るあるいは時期を絞るといった限定がつくことが多い⁽²⁵⁾。

もう一つの理由は、徳政との関連を認定する条件が、発令前に天変地異・怪異の発生が確認できることに固定されていることである。天人相関説に基づき、徳政は天変地異・怪異への対応として実施されるものという強固な前提が存在する。もちろん、この条件に当てはまる発令がある一方で、そうではないものもある。必然的に、評価は割れる。

しかし、すでに述べたように、古代において徳政と認知されていた大赦は、天変地異・怪異の発生時にのみ行われていたわけではない。それが遷都・即位・改元の際にも実施されていた点を考慮すれば、天変地異・怪異の発生に対応していないから徳政ではないなどと、単純には言えないはずである。

結論を言えば、新制は徳政の意味で発せられていたというのが私見である。項目や時期を限る必要もなく、そう言えると考ええる。実は、このような場合に真に注目すべき新制の特徴は、すでに先学によって指摘されている。「新制の条文の中には一見その時代の社会事情に相応じたと見えるものもあるが、細に之を見れば古い格や式の規定を時代的变化を顧慮することなく適用しようとしたことが多く、そこに尚古主義の態度を見ることができるといふ水戸部正男氏の指摘⁽²⁶⁾」が、それである。新制と呼ばれた禁制の趣旨は、多くの場合、ただ何かを禁止することにはなく、過去の規範からの逸脱を禁じることにあったというわけである。「古い格や式の規定」が制定された時点を、秩序の始点として絶対化し、

そこへの回帰を強いることになる。

一 可_レ令_下同_下知諸国司_一停止同社寺院宮諸家庄園本免外、加納余田并庄民濫行上事

仰、件庄園等、或載_二官省符_一、或為_二勅免地_一、四至坪付、券契分明、而世及_二澆季_一、人好_二

貪婪_一、号_二加納_一、称_二出作_一、本免之外、押_二領公田_一、暗減_二率法_一、对_二捍官物_一、蚕食之

漸、狼戾之基也、兼亦、以_二在庁官人_一、郡司、百姓、補_二庄官_一、定_二寄人_一、恣募_二名田_一、

遁_二避課役_一、郡県之滅亡、乃真之擁怠、職而由_レ此、庄園相共、注_二出加納_一、停_二止濫行_一、

令_レ從_二国務_一、若庄家寄_二事於左右_一、不_レ弁_二決理非_一者、国司勒状、早經_二言上_一、隨_二其状

跡_一、且停_二廢庄号_一、且召_二取庄司_一、下_二檢非違使_一、宜_レ令_二糺彈_一、但、帶_二宣旨并白川

鳥羽兩院庁下文_一者、領家進_二件証文_一、宜_レ待_二天裁_一、

右は、一般に保元新制と呼ばれる、後白河天皇宣旨中の一条⁽²⁷⁾である。太政官・民部省の符ないし勅旨によつて、その面積などが確定しているはずの莊園が(棒線部)、不法に拡張されている状況(波線部)の是正を命じている。官省符や勅旨によつて莊園のあり様が定められて以降、それを逸脱する事実が積み重なつたものの、その蓄積は新制によつて一掃され、莊園は当初の姿に引き戻されることになつたと言える。

同じ保元新制には、少々位置づけが異なる条文も含まれている。

一 可_レ令_下知諸国司、且從_二停止_一、且録_レ状、言_上神社仏寺院宮諸家新立庄園_上事
仰、九州之地者、一人之有也、王命之外、何施_レ私威、而如_レ聞、近年或語_二取国判_一、或称_レ
伝_二公験_一、不_レ經_二官奏_一、恣立_二庄園_一、論_二之朝章_一、理不_レ可_レ然、久寿二年七月廿四日以
後、不_レ帶_二宣旨_一、若立_二庄園_一、且從_二停廢_一、且令_二注進_一、国宰容隱、不_二上奏_一者、
即解_二見任_一、科_二違勅罪_一、至_二于子孫_一、永不_二叙用_一、

続々と生まれる荘園の中で廢止・整理する対象を、前年の久寿二（一一五五）年七月二四日以降に発給された宣旨を所持しないものと定めている。この日は、後白河天皇が即位した日に当たり、この新制が発せられた理由は、まさにその天皇の代替わりにあった⁽²⁸⁾。このような事情によるのであろう、全く新たな始点を創出しようとする姿勢が、先の条文との違いとして指摘できる。とはいえ、過去の蓄積を白紙に戻し、新たな一步を踏み出そうという志向は共通している。

このように、時間認識という視点は、中世の徳政を古代のそれとの連続で捉えることを可能にする。それは一貫して、時間の流れに干渉し、それまでの事実の蓄積が無に帰す時点、基本的には過去、に状況を引き戻す手段であり続けていた。時間がこのように動きうるという認識が、一見それに似つかわしくない「徳」の名の下に強制される債権放棄・債務破棄を受容する下地になっていたのである。

時間論への接続、そしておわりに

時間は、計量把握できる概念であり、過去から現在を経て未来へと一方方向に流れている、あるいは季節の移ろいから感じられるように円環を描いている。おそらく、これが現代社会に通用する最も一般的な認識であろう。この認識に照らせば、ここまで述べてきた徳政が促す時間の動きは、全く理解不能と言わざるをえない。しかし、現代の認識の普遍性は、疑うことができそうである。

エドモンド・リーチ氏は、いくつかの未開社会における時間は、一方方向に進む一定期間の連続でもなければ、同じ円環を描き続けるそれでもなかったと指摘する⁽²⁹⁾。むしろ、不連続に相對する二つの極の間を行き交うものとして、たとえば、昼から夜への変化が、一直線上での推移ではなく、二つの異なる世界の交替として体感されていたという⁽³⁰⁾。

この見解を踏まえて、真木悠介氏は、人類社会の多様な時間表象のあり方を四つに類型化した⁽³¹⁾。リーチ氏が言う二極間を振動する反復的な時間、現代の一般的な認識である直線的な時間と円環的な時間、そして直線の中でも終末思想のように始点と終点が明確に意識されている線分的な時間の四つである。とりあえず、過去のある時点における時間認識を、現代のそれと変わらぬものと安易に想定すべきではないらしい⁽³²⁾。

四つの類型の中で、徳政が巻き起こす時間の動きは、反復的な時間に該当するであろう。この場合、時間は過去と現在の二極を行き交うことになる。原動力は、時間の経過とともに磨滅するという徳の性質であった。したがって、これら二つの極を、有徳と不徳と言い換えることもできる。

過去のある時点で満ちていた徳が徐々に磨滅する中で、その状況を一新するに相応しい時機が到来したと認識した時(遷都・即位など)、あるいはもはや限界を迎えていることを認識させられた時(天変地異・怪異の発生)、世界を切り替える手段としての徳政が実行に移された。それによって、右肩下がりに悪化していた状況は一新され、出発点の徳に満ちた過去と同じ秩序が再び現出する。古代以来繰り返されてきた、このような時間の行き交いに身を委ねていた人々がとる姿勢として、勝俣氏が言う、目線の先には常に過去があり、結果として未来にいつでも背を向けている姿勢は相応しい。

鎌倉時代になり、二度の蒙古襲来を経て、経済的に困窮した御家人の救済に乗り出した幕府が、締結後一定の実績を積み上げてきた契約をも同じ時間の動きの中に置こうと企てた時、この姿勢に慣れ親しんでいた社会に、大きな抵抗感はなかった。この点は、冒頭に示した問いの③に関わるが、紙幅の都合があるので経緯の詳細については別稿で述べることにさせてほしい。ともかく、室町時代には、それが許されると経験を通して知った「土民」たちが、「徳政と号し」て⁽³³⁾ 債権放棄を強いるようになる。

中世の徳政をこのように位置づけるとして、一つ明確にしておくべきなのは、「公武徳政から私徳政や在地徳政が生れたのではなく、逆に私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでい」たという笠松の想定は、正しくないということである。一つの極に達した時間が、もう一つの極へと動くきっかけを作ることができたのは、第一義的には天皇であった。ここで「第一義」と言うのは、中世においては幕府にもその可能性があったという意味である。現象の根幹にあるのは、天皇の時間支配であって、由来が不明確な慣習などではない。「私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでい」たとは、現象の始期ではなく、あくまでも末期に当たる戦国時代の状況でしかないという新田一郎氏の見立て⁽³⁴⁾

を支持する。

ところで、その徳政要求の盛り上がりは、室町時代に最高潮に達したものの、近世に持ち越されることはなかった。最後に、その要因について見通しを述べておく。おそらく鍵になるのは、現象を支えた時間認識の、契約という経済行為との相性である。二極間を反復するものとして時間を捉えることができるのは、その量としての側面ではなく、質としての側面を見ているからに他ならない。そのため、この時間認識は本来、事物を量で計る思考法との相性が悪い。真木氏も、ヘレニズム世界において質としての時間認識が消滅した契機の一つに貨幣の鑄造開始を挙げる。

とすれば、経済的に困窮する御家人たちを救わんとする鎌倉幕府に、契約破棄の方便として初めて利用された時点で、徳政の終わりは始まったと言えよう。御家人たちを救済すべき対象に変えた、発達を続ける貨幣経済の渦は、やがて「土民」たちをも呑み込む。そんな彼らが、徳政を求めて正長元年に最初の、嘉吉元（一四四一）年に二度目の蜂起をした時、徳政にまつわるしきたりは踏まえられていたように見える。これらは、ともに將軍の代替わりの年であり、それが徳政実施のきっかけたりうることを弁えての行動だったのは明らかである。しかし、時代が下ると、徐々に蜂起の背景が見えづらいう事例が増えていく。京周辺が慢性的に戦乱や飢饉に見舞われるようになっていたという事情もあって、行動を起こすに相応しい時機を選ぶ意識が徐々に失われていったのは間違いない。「私徳政・在地徳政の海の中に、公武徳政の島が浮かんでいる」様相を呈した時、そこで行われていたのは、古代から連続と続く、特定の時間認識に裏打ちされた徳政とは別の何かであった。徳政という言葉の意味が、もっぱら債権放棄・債務破棄に収斂する現象、あるいは新制の発令が室町時代前期で途絶える現象も、この変化と連続

して起こつたはずである。

さらに、変化に拍車をかけたのが、室町幕府の思惑と行動であつた。嘉吉元年の蜂起に依つて初めて徳政令を發した幕府は、以降も度々發令を迫られることになる。しかし、發令が税源である金融業者を苦境に陥れ、結果として自らの損失につながることを学んだ幕府は、契約当事者に課金して發令を決定する(しない)という方法を編み出す。發令によつて生じる損失を、受益者の負担で補填する企てであつた。しかもその後、戦乱に巻き込まれた幕府は、軍事動員の見返りに發令を利用することまで始める⁽³⁵⁾。發令主体自らが、都度の利益のために基準を曲げ続けたわけである。徳政が何たるかが見失われていくのは必然であつた。戦乱の先に生まれた近世社会に、そのような不明確なものにする必要性は、もはや残つていなかったのであろう。

(かたおか こうへい・北海学園大学人文学部准教授)

〔註〕

- (1) 国政党れいわ新選組は、「奨学金に苦しむ五五万人の借金をチャラに」する「奨学金徳政令」を公約の一つに掲げる(傍点は、引用者による)。
- https://reiwashinsengumi.com/policy/ (閲覧：二〇二一年七月二五日)。
- (2) 中村吉治「土一揆研究」校倉書房、一九七四年、桑山浩然「徳政令と室町幕府財政」(同『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年所収) など。
- (3) 瀬田勝哉「中世末期の在地徳政」(『史学雑誌』七七編九号、一九六八年所収)、阿部浩一「戦国期の徳政と地域社 会」(吉川弘文館、二〇〇一年)、黒田基樹「戦国期の債務と徳政」(校倉書房、二〇〇九年) など。
- (4) 以下、特に断らない限り、両氏の見解は、この両書による。
- (5) 折口信夫「古代人の思考の基礎」(折口博士記念会編『折口信夫全集第三卷 古代研究民俗学編』中央公論社、一九五五年所収)。傍線は、引用者による。
- (6) 黒田基樹「十五・十六世紀徳政論序説」(前掲註(3)) 黒田書所収、長谷川裕子「土豪の融通と在地徳政構造」(同『中世移行期における村の生存と土豪』校倉書房、二〇〇九年所収)、神田千里「訴訟としての土一揆」(同『戦国時代の自力と秩序』吉川弘文館、二〇一三年所収) など。
- (7) 笠松宏至「中世の政治社会思想」(同『日本中世法史論』東京大学出版会、一九七九年所収)。
- (8) 早島大祐「ものはもどるのか 中世の融通と徳政」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年所収)。
- (9) 勝俣鎮夫「地発と徳政一揆」(同『戦国法成立史論』東京大学出版会、一九七九年所収)。
- (10) 菅野文夫「中世における土地売買と質契約」(『史学雑誌』九三編九号、一九八四年所収)。
- (11) 井原今朝男「中世の借金事情」(吉川弘文館、二〇〇九年)・『日本中世債務史の研究』(東京大学出版会、二〇一一年)。
- (12) 井原今朝男「中世質経済の展開と徳政令」(同『中世日本の信用経済と徳政令』吉川弘文館、二〇一五年所収)。
- (13) 入間田宣夫「泰時の徳政」(同『百姓申状と起請文の世界 中世民衆の自立と連帯』東京大学出版会、一九八六年所収)。
- (14) 阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」(前掲註(3)) 阿部書所収、榎原雅治「室町殿の徳政について」(『国立歴史研

- 俗博物館研究報告』一三〇集、二〇〇六年所収) など。
- (15) 勝俣鎮夫「バック トゥ ザ フューチャー 過去と向き合うということ」(同『中世社会の基層をさぐる』山川出版社、二〇一一年所収)。
- (16) すでに、前掲註(13) 入間田論文や阿部猛「徳政管見」(同『日本荘園史の研究』同成社、二〇〇五年所収) の指摘がある。
- (17) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 家わけ一七 大徳寺文書一』二八九六号「武庫西條八松田地手継券文」より。省略と傍線は、引用者による。
- (18) 『続日本紀』宝亀九年三月庚午条。
- (19) 『同右』天平一三(七四一)年九月乙卯条など。
- (20) 『同右』慶雲四(七〇七)年七月壬子条など。
- (21) 『同右』慶雲元(七〇四)年五月甲午条など。
- (22) 『同右』天平神護元(七六五)年正月己亥条。
- (23) 三浦周行「新制の研究」(同『日本史の研究』新輯一、岩波書店、一九八二年所収)、水戸部正男「公家新制の研究」(創文社、一九六一年)、佐々木文昭「中世公武新制の研究」(吉川弘文館、二〇〇八年) など。
- (24) 市沢哲「中世公家徳政の成立と展開」(同『日本中世公家政治史の研究』校倉書房、二〇一一年所収) の、前稿「公家徳政の成立と展開」(『ヒストリア』一〇九号、一九八五年所収) に対する自己批判は、この動向を象徴している。
- (25) 稲葉伸道「新制の研究 徳政との関連を中心に」(『史学雑誌』九六編一号、一九八七年所収)、佐々木文昭「平安中・後期の過差禁制」・「平安時代中・後期の公家新制」(ともに前掲註(23) 佐々木書所収) など。
- (26) 前掲註(23) 水戸部書。
- (27) 『兵範記』保元元(一一五六)年閏九月一八日条より。傍線は、引用者による。
- (28) 五味文彦「保元の乱の歴史的位置」(同『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年所収)。
- (29) エドモンド・リーチ「時間の象徴的表象に関する二つのエッセイ」一 クロヌスとクロノス」(同『人類学再考』思索社、一九九〇年所収、青木保ほか訳)。

- (30) 永藤靖『古代日本文学と時間意識』(未来社、一九七九年)は、『古事記』におけるアマテラスとツクヨミの関係を、この認識に基づいて理解すべきと提言する。
- (31) 真木悠介『時間の比較社会学』(岩波現代文庫、二〇〇三年)。以下、氏の見解は全て、本書による。
- (32) 桜井英治『歴史に法則性はあるのか 歴史と変化の理論』(東京大学教養学部歴史学部会編『東大連続講義 歴史学の思考法』岩波書店、二〇二〇年所収)は、そのことを前提に歴史認識論を展開している。
- (33) 『大乘院日記目録』第二 正長元年九月日条。
- (34) 新田一郎『中世社会の構造変化 「徳政令」の国制的位置』(同『日本中世の社会と法 国制史の変容』東京大学出版会、一九九五年所収)。
- (35) 室町幕府の発令意図は、前掲註(2) 桑山論文に詳しい。

(付記) 本稿は、北海学園学術研究助成をうけてなされた研究の成果の一部である。なお、着想の原点は、European Research Council Grant Advanced “Time In Medieval Japan” プロジェクトに参加したことにある。機会を与えていただいたことに感謝してゐる。

平川唯一「英語会話」テキスト の分析

—後のラジオ講座を踏まえて—

榎木 貴之

1. はじめに

2021年11月1日にNHKで連続テレビ小説「カムカムエヴリバディ」の放映が開始された。これは三人のヒロインとラジオ英語講座を巡る百年の物語である。題名となった「カムカムエヴリバディ」の由来は、1946年2月1日にNHKで開始されたラジオ英語講座「英語会話」にある。講師の平川唯一は番組開始時に流れるテーマソングとして「証城寺の狸囃子」を選び、冒頭に「come, come, everybody」という英語歌詞をつけた。これが「カムカムエヴリバディ」の由来である。

平川の「英語会話」は百万人以上の聴取者を獲得し、社会現象となったにもかかわらず、英語教育の分野において先行研究が豊富にあるとは言えない。以下では先行研究を大きく三つに分類して概観する。一つ目は伝記的研究である。2010年代までその主な研究は、平川唯一の次男・洸による『カムカムエヴリ

バディー平川唯一と「カムカム英語」の時代』(1995)であったが、2021年11月の番組開始を受け、同書が平川(2021a)として復刊し、巻末には新しい資料として「NHK ラジオ英語講座略年表」が付された。さらには、平川(2021a)には含まない情報を含む一般書として、平川(2021b)も刊行となり、伝記的研究はさらに充実することになった。

二つ目はメディア研究である。この種の研究の代表としては、山口誠『英語講座の誕生—メディアと教養が会う近代日本』(2001)と宇佐美昇三「英語教育番組略史—大正14年から昭和54年まで」(1980)を挙げることができる。前者ではメディア研究を専門とする山口が、戦前において英語講座の果たした役割を分析している。後者ではNHK総合放送文化研究所主任研究員であった宇佐美が、1925年のラジオ放送開始から1979年までの英語講座の変遷を記述している。

三つ目は英語教育の分野における歴史的研究である¹。この例は、紀平健一「『カムカム英語』—戦後『英会話』の原型」(1995)、斎藤兆史『日本人と英語—もうひとつの英語百年史』(2007)、江利川春雄『英語と日本軍—知られざる外国語教育史』(2016)の三点である。紀平(1995)は戦後に訪れた英会話ブームの原型を平川の「英語会話」に求め、その内容について考察している。斎藤(2007)は平川唯一『英語会話』NO.36から英文を引用し、その特徴を分析している。江利川(2016)は戦後まもなくの英語教育について記述する中で、平川の「英語会話」を取り上げ、その影響を論じている。

以上が主要な先行研究であるが、これらの研究には十分ではない点が二つある。一つは「英語会話」テキスト全54号を対象に分析を行った研究は確認できないという点である。これまでの研究はテキストの分析を行わないか、行っても一号か数号を取り上げるのみ、という状況になっている。これではテキストの全体的特徴は見えてこない。もう一つは平川の「英語会話」テキストの分

析を行った上で、後のテキストと比較検討を行った研究はほとんどないという点である²。この状況では、平川のテキストが後のテキストとどのような類似点・相違点を有するかが不明瞭なままである。

このような先行研究の課題を踏まえ、本論文の目的は、全54号を精読した上で、平川唯一「英語会話」テキストについて分析することである。その際は、平川以後のテキストについても分析を行うことで、それが平川のテキストのどのような点を踏襲したと考えられるか、また、どのような点が新しい要素と言えるか、の二点について考察を行いたい。

以下ではまず2節で平川唯一の経歴についてまとめる。3節では戦前のラジオ講座について概説した後、平川唯一の方法論を踏まえた上で、「英語会話」テキストの分析を行う。そして、番組の反響、背景、流行した理由、代表的な批判、についても記述する。4節では前節までの考察に基づき、平川以後のテキストについて分析する。最後に5節でまとめを行い、論文全体を締めくくる。

なお、本論文は「英語会話」テキストの分析に重点を置き、それが実際、教育効果を上げたかについては、考察を行わないこととする。その理由は、英語力が向上したかどうかの検証は、現在となっては困難だからである。もちろん、受講生の声は残っており、それは本論文でも取り上げる。しかし、仮に「英語会話」により英語力が向上したという受講生がいたとしても、学習者の実感と実際の言語能力の伸びは必ずしも一致しない。また学校の英語授業などの、他の要因を排除することはできない³。以上の理由により、本論文はテキストの分析に主眼を置くことをあらかじめ断っておきたい。

2. 平川唯一の経歴

まずは平川唯一の略歴を以下にまとめた。

1902 (明治35) 年	岡山県上房郡津川村に生まれる
1916 (大正5) 年	津川尋常小学校高等科を卒業, 家業の農業を継ぐ
1918 (大正7) 年	16歳のとき, アメリカに出稼ぎに行っていた父を追って渡米
1919 (大正8) 年	17歳のとき, シアトルの小学校スワード・スクールに入学
1922 (大正11) 年	6月, 飛び級により, スワード・スクールを卒業 9月, 20歳でシアトルのブロードウェイ・ハイスクールに入学
1926 (大正15) 年	6月, ブロードウェイ・ハイスクールを卒業 10月, ワシントン州立大学に入学 2年生のときに専攻を物理学から演劇科に変更する
1931 (昭和6) 年	6月, ワシントン州立大学を卒業
1932 (昭和7) 年	リトル・トウキョウ劇団の専任監督となり日英両語劇の指導に当たる このころ俳優Joe Hirakawaとしてハリウッド映画に出演 ロサンゼルスセントメリーズ・チャーチ (聖公会) の専任教師となる
1935 (昭和10) 年	聖公会で出会った滝田よねと結婚
1937 (昭和12) 年	帰国。NHKに採用され, 国際課のラジオアナウンサーとして勤務
1941 (昭和16) 年	日米開戦となる
1945 (昭和20) 年	終戦の詔勅 (玉音放送) の英語放送を担当
1946 (昭和21) 年	2月, NHKラジオ第一放送で「英語会話」を開始 主に午後6時から15分間放送される
1951 (昭和26) 年	2月でNHKでの放送を終了 12月から「カムカム英語」として民放各局で放送が始まる
1955 (昭和30) 年	「カムカム英語」放送終了
1957 (昭和32) 年	太平洋テレビジョンに迎えられる。翻訳部長を経て副社長就任
1965 (昭和40) 年	太平洋テレビジョンを63歳で定年退職
1986 (昭和61) 年	『カムカム英語』(名著普及会) 出版
1993 (平成5) 年	91歳で死去

表1 平川唯一の略歴 (平川 2021a,b をもとに執筆者作成)

経歴の中で特徴的なのは19年に及ぶアメリカ生活である。岡山県上房郡

津川村に生まれた平川は小学校高等科を卒業後、中学校には進学しなかった。1915年において、中等教育進学率は8.1%で（文部省1962：39）、中学校で英語を学習できたのは一部の子弟だけであった。平川は日本で英語を学ぶことはないまま、1918年、アメリカの土を踏むことになる。

後に「英語会話」を担当する上で、重要な経験になった事柄を平川は二つ挙げています。一つはアメリカの小学校で、小学生と一緒に英語を学んだ経験である。

小学校の三年間に、小さい同級のアメリカの子供達と遊びながら、聞き覚えや口真似で身につけた、生きた英語が、やがて何年か後になって、あのカムカム英語の放送を実際にやる場合に、大いに役立つ事になったわけです。

もし、この赤ちゃんみたいな段階をすっ飛ばしたり、かけ足で通り過ぎたりしていたとすれば、むずかしい勉強英語の方は何とか出来たとしても、簡単な日常会話が、どうもうまく行かない、といった結果に終わったかも知れません。（平川1979：175）

平川は英語を「口真似で身につけた」経験を「赤ちゃんみたいな段階」と呼んでいる。これは後に平川が「英語会話」を担当する上で、大きな経験となった。というのも、平川は自身の「英語会話」の聴取者を「赤ちゃん」と呼び、難しい理屈はなしに、とにかく自身の英語を口真似することを推奨したからである。アメリカの小学校における「赤ちゃん経験」が後に平川の方法論の根幹となる。

もう一つは大学で演劇科に所属し、標準英語を学んだ経験である。平川はワシントン州立大学で当初、物理学を専攻したが、ほどなくして演劇科に転科した。そこでの経験を以下のように振り返っている。

物理学の専攻ではカムカム放送には何のたしにもならなかった訳なんです、演劇科の方ですと、例えば「発音学」なんかが必修科目になっておまして、此处ではまったく「なまり発音」のない、完全な標準英語の訓練が受けられるわけです。(中略)

それからまた、演劇科では当然の事ながら、劇の脚本を書く技術も教わる訳ですが、これがまた会話放送のテキストを書きおろす場合にそのまま応用出来て、大いに助かったように思われます。つまり、二人で話し合う会話の内容にしましても、そこに劇的な要素が入っていると、より楽しくなるわけですね。(平川 1979 : 179-180)

上で平川が挙げているのは、標準英語の発音訓練と英語脚本の執筆訓練である。NHKでラジオ英語講座を担当する場合、その英語にはなまりがないことが求められる。平川はそのような標準英語を演劇科で習ったのである。また戦前のラジオ英語講座からの伝統で、放送にはテキストが存在する。平川はテキストを執筆する技術を演劇科で学んだのである。このようにして19年間にわたるアメリカ生活は、「英語会話の平川唯一」を形作る上で、大きな役割を果たした。

3. 平川唯一「英語会話」

3.1 「英語会話」前史

平川唯一「英語会話」について分析する前に、平川以前のラジオ英語講座の状況について概説したい。まずは以下の略年表を参照してほしい。

1925 (大正14) 年	ラジオ放送開始, 岡倉由三郎ほか「英語講座」開始
1933 (昭和8) 年	岡倉由三郎「基礎英語講座」開始
1935 (昭和10) 年	「英語会話講座」開始
1938 (昭和13) 年	「実用英語会話」開始 堀英四郎「基礎英語講座」
1941 (昭和16) 年	日米開戦に伴いラジオ第二放送は休止
1945 (昭和20) 年	堀英四郎「基礎英語講座」再開 「英語会話」「実用英語会話」再開

表 2 平川唯一以前のラジオ英語講座 (宇佐美 1980 をもとに執筆者作成)



図 1 岡倉由三郎『春期 基礎英語』(1933)



図 2 堀英四郎『春期 基礎英語』(1939)

NHK のラジオ英語講座が始まったのは、ラジオ放送が開始になった 1925 年である。これは日本の歴史上、初めての試みであったが、最初期のラジオ英語講座に大きな貢献をしたのは岡倉由三郎である。岡倉は 1896 年から 1925 年まで東京高等師範学校教授を務めた研究者で、当時の英語教育界の中心的人物であった。岡倉は 1925 年に「英語講座」を、1926 年から 1932 年まで「英語講座一初等科」を、1933 年から 1936 年まで「基礎英語講座」を担当し (図 1),

人気講師となった。1936年2月に岡倉が病に倒れると、「基礎英語講座」は塩谷栄に引き継がれ、1938年からは堀英四郎が担当した(図2)。

一方、「英語会話講座」が開始になったのは1935年のことである⁴。これは講義形式の「基礎英語講座」とは異なり、二人の講師による会話形式であった。講師は毎年異なり、初年度の担当は前半がT.ライエルと萩原恭平、後半がグレン・ショーとW.ショーであった。「英語会話講座」は1938年に「実用英語会話」に改称された後、翌1939年9月にドイツがイギリスと開戦すると、休止になった。その後も、堀の「基礎英語講座」だけは継続し、1941年12月8日の真珠湾攻撃の朝まで続いたが、同日をもってついに休止となった。

戦後、ラジオ英語講座の再開は早かった。1945年9月18日には「実用英語会話」が、10月1日には「英語会話」が、11月1日には「基礎英語講座」が開始となったが、間もなく「英語会話」の講師として白羽の矢が立つことになったのが平川唯一である。その背景について、宇佐美昇三は「すでにNHKでは堀英四郎の『基礎英語講座』や、杉山ハリスと西内正丸の『実用英語会話』、J.A.サージェントの『英語会話』を放送していた。しかし、道をたずねるとか紹介といった会話教材では、いずれも1か月くらいで種切れとなり、なにかハウ・ツーでない会話番組が部内で要望されていた」(宇佐美1982:97-98)と振り返っている。この「ハウ・ツーでない会話番組」への要望に応える形で登場したのが平川であった。

3.2 平川唯一「英語会話」の概要

まずは平川唯一「英語会話」に関する基本的な情報を整理した。

- ・期間 NHK「英語会話」：1946年2月～1951年2月
民放「カムカム英語」：1951年12月～1955年7月
- ・時間 月～金、主に午後6時～、毎回15分

- ・ テーマソング：「証城寺の狸囃子」にのせた英語の歌
- ・ テキスト：月1回発行

3.2.1 方法論

平川の「英語会話」は1946年2月1日に始まった。これはまだ敗戦から半年も経っていない時期のことである。平川は番組を始めた当時の意識について、「戦後の日本を明るくしたい——ただ英語の勉強というのみでなく、こういう考えからカムカム英語は誕生したのです」(平川 2021a: 20) と述べている。「日本を明るくしたい」という意識から、平川は番組にテーマソングを設けることにした。当時、テーマソングのあるラジオ番組は珍しかったが、これが番組に親しみをもたらす上で大きな役割を果たした。平川は日本の童謡「証城寺の狸囃子」に英語の歌詞をつけ、番組の開始時に流した。

こうして始まった第1回放送で、平川唯一は英語学習法を以下のように説明している。

第一は、苦い顔の努力や勉強はやめて、英語をやたらにもてあそぶこと。第二は、赤ちゃんになったつもりで、講師の発音や言葉の調子をまねること。第三はなるべく一家そろって、この英会話の時間に参加していただくこと。第四は、恥ずかしいとか、間が悪いとかいう気持ちを完全に捨てて、習った言葉を家庭で実際に使うこと。第五は、片言でも日本語交じりでもよいから、考え込まないで、とにかく英語の形で会話を運ぶこと。(平川 2021a: 13)

五つの方法のうち、注目すべきは第二の「赤ちゃんになったつもりで、講師の発音や言葉の調子をまねること」である。上述したように、これは平川自身

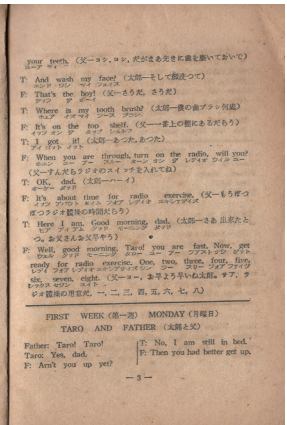
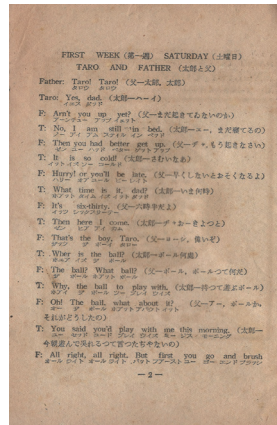
がアメリカの小学校で英語を学んだ際、実践した方法である。このシンプルな方法論が平川の「英語会話」の特徴であった。

3.2.2 テキスト

では、テキストはどのようなものだったのだろうか。上で示したように、平川の担当したラジオ英語講座には、NHKの「英語会話」と民放の「カムカム英語」がある。以下では全テキストを確認できた「英語会話」を分析の対象とする。分析の項目は構成、内容、英語の特徴、の三点である。分析に用いたのは、全54号の復刻版テキストを収録した平川・日本放送協会（1986）である。テキストの実物を入手できた号のいくつかについては、適宜画像を掲載して説明の補助としていく。

構成

最初にテキストの構成について分析を行う。以下に掲載したのは『英語会話』NO. 1（第1巻第1号）の表紙と冒頭の4頁である。



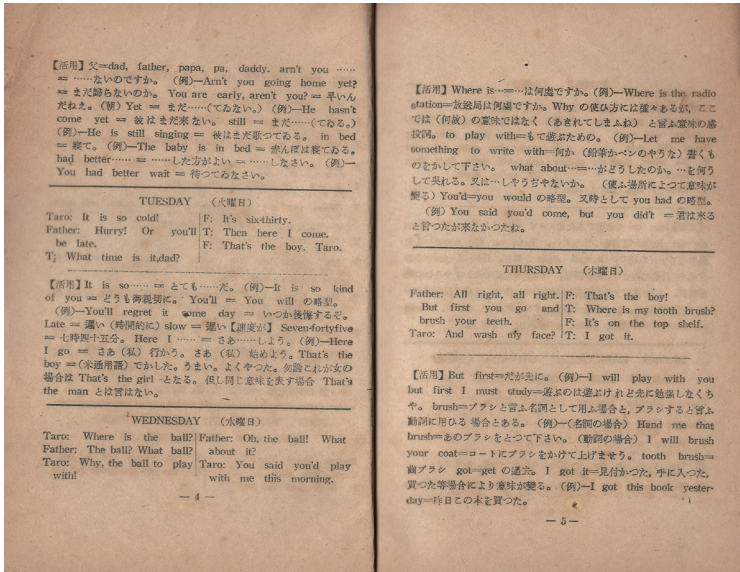


図3 平川唯一「英語会話」NO.1 (第1巻第1号)

表紙にはNO. 1とある。平川・日本放送協会(1986)を参照すると、これは年度が変わると第1号に戻る書誌情報としての号数ではなく、テキストの通算号数になっている。書誌情報としての巻号が、表紙に併記されるようになるのはNO.23(第3巻第5号)からである。以下では書誌情報としての巻号と区別するため、通算号数は表紙と同様に、「NO. ○」と表記する。

NO. 1の構成を見ていくと、最初にあるのは「FIRST WEEK (第一週)」の英文全文である。題は「TARO AND FATHER (太郎と父)」となっている。英文には右に日本語訳が付いており、下にはカタカナで発音が付されている。次に、「MONDAY (月曜日)」という見出しのもと、英文全文から月曜日に扱う英文が抜粋され、【活用】の欄が続く。この【活用】欄は語注にあたるものである。そして火水木金と、この「英文+【活用】」の構成が繰り返される。さらに、

第2週以降は第1週の構成の繰り返しとなる。

この構成は最終号にあたるNO.54まで変わらなかった。例えば、『英語会話』NO.36（第4巻第6号）は以下のようにになっている。

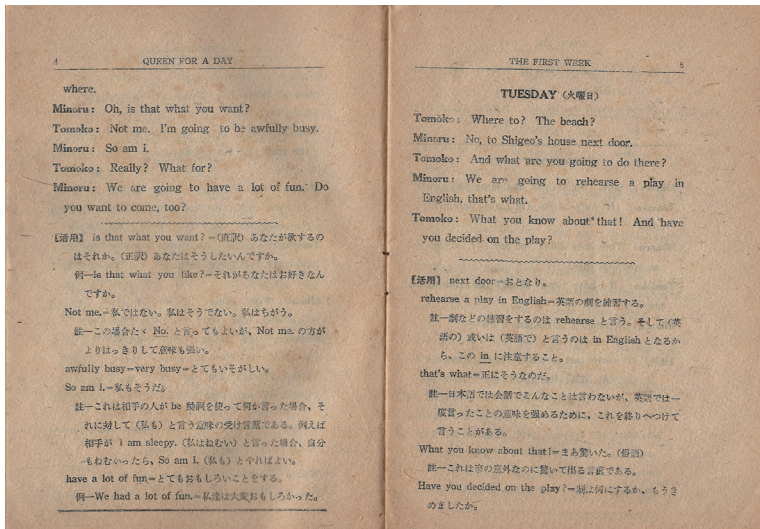
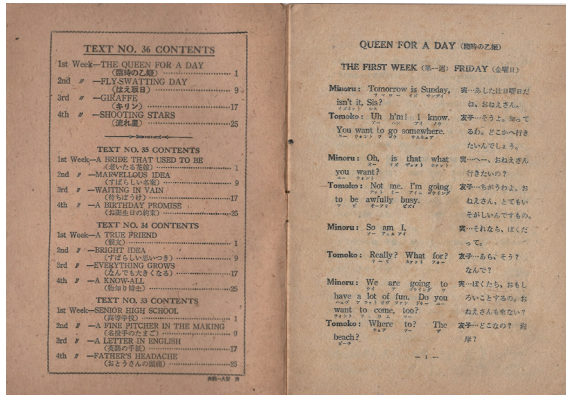


図4 平川唯一『英語会話』NO.36（第4巻第6号）

以上よりテキストの構成についてまとめると次のようになる。全 54 号のうち 44 号が 4 週分の英文を収録していることから、4 週のテキストを例とした⁵。

第1週の英文全文+訳	
月曜日の英文+【活用】	→ 火水木金も同じ構成
第2週の英文全文+訳	
月曜日の英文+【活用】	→ 火水木金も同じ構成
第3週の英文全文+訳	
月曜日の英文+【活用】	→ 火水木金も同じ構成
第4週の英文全文+訳	
月曜日の英文+【活用】	→ 火水木金も同じ構成

表3 平川唯一「英語会話」テキストの構成

上が基本的構成であるが、NO.14 から一つの変化がある。それはテキストに「質問箱」という欄が加わることである。これは平川が読者から寄せられた質問に答える欄である。質問はテキストに関連したものが多いが、中には外国の事物一般に関するものもあった。実際、NO.14 に初めて掲載された質問は以下のようにになっている。

次は何を意味するのですか (NHK のニュース放送より)

- 1 : ロンドン放送ラジオプレス
- 2 : ニューヨーク発 U.P. 共同
- 3 : サンフランシスコ発 A.P. 共同
- 4 : モスクワ発ロイター共同
- 5 : BBC 放送ラジオプレス
- 6 : C.I.O. A.F.L. (NO.14)

この質問に対して、平川は一つ一つがどういうものか丁寧に回答している。また NO.24 では、「わたくしは英国式の発音にするかアメリカ式の発音にするか迷っています」という質問が寄せられた。これに対しては、「発音は日本語の場合でも同じように地方によって多少の違いがあるのは事実ですが、どちらが正しくてどちらが悪いとは言えないものです。(中略) アメリカ人と話す時にはアメリカ式発音と話術を使い、英国人と話す時には英国式の発音と話術を使うくらいのところまで行くのが理想だと思います」と回答している。アメリカ英語全盛の時期にあって、平川のバランス感覚を知ることのできる回答である。

この「質問箱」欄もまた最終号の NO.54 まで続き、聴取者とのコミュニケーションの場となった。テキストに関連した質問については、テキストの英語を分析する際、あらためて扱うこととする。

英文の内容

次に英文の内容と【活用】の内容について分析を行う。その際、「NO.○の第◇週の英文」は「NO.○-◇」のように表記する。

まず英文の内容について見ていくと、全 54 号の文章数は合計で 211 になる⁶。このうち英文の種類の内訳は、会話文が 204、それ以外の英文が 7 となっている。7 つの英文の題を挙げると、「A Monologue (ひとりごと)」が 3 (NO.8.4, NO.9.3, NO.13.2), 「A Letter to Saburo (三郎君への手紙)」(NO.11.2), 「Tomoko's Diary (朋子ちゃんの日記)」(NO.13.5), 「Dictation Picture (絵遊び)」(NO.19.4), 「Baseball (野球)」(NO.21.3) である。このうち、(ひとりごと) は語り手が動物に対して独り言を言う内容、(絵遊び) はある絵を描く手順を説明した内容、(野球) はある野球の試合を実況する内容、となっている。

会話文の特徴は三つある。一つ目は 204 のうち 188 が日本人同士の会話になっている点である。全 211 話のうち 188 というのは 89%、約 9 割である。外国

人の登場する話はわずか9しかない⁷。平川以降の「英語会話」テキストは、外国人の登場する会話がほとんどになることを踏まえると、日本人同士の会話がテキストの9割を占めるといふ点が、平川のテキストの特徴となっている。

二つ目は残る7つの会話文が、人間ではなく動物の会話となっている点である。その内容は、Frog一家の会話 (NO.17-2, NO.26-3, NO.28-2,3), FoxとBadgerの会話 (NO.24-4), Wild-gooseとSwallowの会話 (NO.27-3), HareとTortoiseの会話 (NO.30-2), SnowmanとPuppyの会話 (NO.30-3) である。これは数としては少ないが、物語性のある印象的な内容となっている。このうち、「Changing Times (時代はうつる)」と題されたFoxとBadgerの会話冒頭は以下のようになっている。英文の右に付された訳とともに引用する。

Fox : Now, Mr. Badger, I have a big favor to ask of you.	きつね…ときにたぬきさん、一つお り入ってお願いがあるんですが。
Badger : Why, Mr. Fox! How can a plain badger like me do a favor for a big shot like you?	たぬき…これはこれはきつねさん、 あなたともあろう者がわたくしの ようなたぬきふぜいをお願いとは。
Fox : Come, Mr. Badger. You are always so modest.	きつね…たぬきさん、いつに変わらず 御けんそんですね。
Badger : And what can I do for you, sir?	たぬき…してその御用件は。 きつね…ほかでもないんですが、わ たくしの次女がこの二十日に嫁入 りいたしますので。
Fox : Well, you see, my second daughter is going to be married on the twentieth.	(NO.24-4)

上の会話から、この話は日本の「狐の嫁入り」を踏まえた内容であることが

わかる。この後、Fox から「時代は変わった、娘は嫁入り道具にたんすなんか
いらぬ、全波受信機が欲しいと言っている」という打ち明け話が続く。そして、
Badger に「娘の結婚式で音楽を演奏してくれないか」とお願いする内容になっ
ている。冒頭の皮肉な口調から、当時の最新電化製品が登場する意外性、話の
結末まで、聴取者の関心を引き付ける展開である。演劇科で脚本作成の訓練を
受けた平川の経験が活かした内容と言える。

三つ目は会話文の話題に、日本の事物と外国の事物が織り交ぜられている点
である。例えば、前者の例としては、「Karuta-Kai (かるた会)」(NO.1-4), 「Doll
Festival (雛祭)」(NO.2-1), 「Firefly-Chasing (蛍狩り)」(NO.14-1), 「The Queen
for a Day (臨時の乙姫)」(NO.36-1), 「A Gift of Mushrooms (松たけの贈物)」
(NO.51-2) などがある。一方、後者の例は、「April-Fool (四月ばか)」(NO.12-1),
「Christmas-Basket (クリスマスのお祝かご)」(NO.18-1), 「Seeing Hollywood in
Three Minutes (三分間でホリーウッド見物)」(NO.20-4), 「The Nobel Prize (ノー
ベル賞)」(NO.43-1), 「A Red Cross Nurse (赤十字看護婦)」(NO.43-2) などであ
る。これらの話題を通して、学習者は慣れ親しんだ日本の事物を通して英語を
学びながら、同時に欧米の事物について学ぶことが可能になる。

【活用】の内容

続いて、【活用】の内容について見ていくと、上述したように、これは基本的
には語注にあたるものである。ただし、「活用」という名称に現れているように、
習った表現を実際の会話で活用しようとする際の注意点が随所に記されており、
発信を意識した内容となっている。例えば、「Round the Corner (まがりかどで)」
(NO.20-2) と題する英文は先生と Kimiko の会話となっているが、【活用】には
以下のような説明がある。

日本語では（安部先生）などと言うが、英語ではそれを Teacher Abe とは言わない。先生でも普通の人と同様 Mr. Mrs. Miss. などの敬称をつけて呼ぶ。(NO.20-2)

平川の【活用】の特徴は、テキストの後の号で同じ表現が出て来た場合、同趣旨の説明をあらためて繰り返すことである。上の例だと、「My Favorite Song (大好きな歌)」(NO.26-1) という英文に再び先生が登場する。そこで平川は【活用】で再度注意を促す⁸。

日本語では何々先生あるいは先生というが、英語でいう teacher は職業としての先生の意味で、敬称の意味はない。したがって先生に呼びかける時にはいつも Miss.—Mrs.—Mr.—などという敬称をつけて普通の人と同じ呼び方をする。日本語で先生というからといって、それを直訳して teacher とやっても、それはいきた英語にはならない。(NO.26-1)

この teacher という呼びかけは、過去・現在を問わず、日本人学習者が頻繁に犯す誤りとして知られる。例えば、現代の英語教室を参観する機会の多い、英語教育学者の鳥飼玖美子は、「小学校で、子どもたちに『先生のことは Teacher! と呼びましょう』と教え、何度も大きな声で呼ばせているのを見たことがある。あれでは英語を教えたことにならない。英語では、teacher は単なる普通名詞で、呼びかけには使わないからだ」(鳥飼 2021: 331) と述べている。平川はこの 70 年以上前に、同じ注意を繰り返していたことになる。発信を前提に、正しい英語表現を定着させることを意図した工夫と言える。

英語の特徴

テキストの英語について教育的な観点から分析を行うと、特徴は二つある。一つは全 54 号で難易度がほぼ一定している点である。学校の検定英語教科書であれば、課が進むにつれて英文が徐々に長くなり、語彙と文法もしだいに高度になっていくのが原則であるが、平川の「英語会話」テキストにその傾向は見いだせない。英文の長さはほぼ一定で、語彙・文法のレベルも、NO. 1 と NO.54 に難易の差はほとんど見られない。

この点についてまずは英文の長さを見ていくと、テキストの総語数は 41,030 語となっている。週数は 212 週、話数は 211 話である。週数と話数が異なるのは、NO.28 の第 2 週と第 3 週の英文が一つの英文 (499 語) になっているからである。そこで一話当たりではなく、一週当たりの英文の平均語数を算出すると 193.54 語となる。最大語数は NO.21-2 「Baby Discussion “When We Grow Up” (赤ちゃん討論会「大きくなったら」)」の 296 語、最小語数は NO.5-4 「Father Comes Home (お父さんのお帰り)」の 129 語である。

語彙のレベルに関しては、大西 (1950) が 30 冊のテキストを対象に、すでに分析を行っている。それによると、総語数は 21,540 語で、その中から異なる語だけを抽出すると、1,834 語であった。さらにそこから日本の地名・人名を除くと、1,721 語になる。この中で基本単語に当たる 600 語が全体の 90.8% を占めるといふ (大西 1950: 2)。つまり平川のテキストは基本単語 600 語でほぼ構成されているのである。

次に文法について見ると、関係代名詞 what や仮定法といった、高等学校で学習する文法項目が NO. 1 から登場している。英文を抜粋した上で横に文法項目を付す。

- | | |
|---|----------------|
| ① That's just what I want. (NO.1-2) | < 関係代名詞 what > |
| ② Hasn't Hanako come home yet? (No.1-3) | < 現在完了形 > |
| ③ her class has bigger boys than mine. (No.1-3) | < 比較 > |
| ④ I wish he would hurry up. (No.1-4) | < 假定法 > |
| ⑤ We've been waiting for you. (No.1-4) | < 現在完了進行形 > |

これらの文法項目についての【活用】欄は以下のようにになっている。

- ① what I want = 私の欲するところ。私の要求。
 (例) —Tell me what you want = 御注文を聞かせて下さい。
- ② hasn't = has not の略形。
- ③ bigger = より大きい。
 (例) —My apple is bigger than yours = 私のリンゴは君のより大きい。
- ④ I wish... = ...と良いのだが。
 (例) —I wish the rain would stop = 雨が止むと...いいのだが。
- ⑤ we've = we have の略形。

【活用】欄で示されるのは訳と例文であり、文法的な説明はいっさいない。②⑤の現在完了形と現在完了進行形に関しては、いずれも初出の文法事項であるにもかかわらず、それぞれの解説も、両者の違いの説明もない。全 54 号全体を見渡しても、【活用】欄における文法的説明は非常に少ない。平川は「赤ちゃんの口真似」を重視していたので、学校英語教育のような文法的説明は極力避けたのであろう⁹。

このような中で、聴取者の文法的な疑問の受け皿になったのが「質問箱」欄である。例えば、「Seeing Hollywood in Three Minutes (三分間でホリーウッド

見物)」(NO.20-4) という会話文では、Hollywood の様々な建物が紹介されるが、その中には関係副詞を使用した以下のような文が出てくる。

(1) That's the Greek Theater, where outdoor plays and concerts are held.

(No.20-4)

(2) That's the famous planetarium where so many interesting things are shown about the moon and stars. (No.20-4)

この二つの英文について、平川はやはり文法的な説明を行っていない。これを受けて、NO.25 の「質問箱」欄には「前文の where の前にはコンマがあり、後の文の where の前には無いが、なぜですか」という質問が掲載されている。この質問に平川は以下のように答える。

ここで(1)の場合は Greek Theater といっただけでは、それが何をやる所かわからないので、特に説明を加える必要があることが考えられますね。そこでこの説明がはっきりわかる手伝いになるように、本文と説明をコンマで区切ってあるのです。ところが(2)の場合は planetarium (天文館) といえば、必然的にそこに何があるかは常識でわかっていることであり、特に説明はいらぬ位、天文館とその説明は結びついているわけです。そこでこの場合はコンマがない方が感じの上からもびったりするでしょう。(NO.25)

この説明だけで(1)と(2)の文の違いを理解できた学習者は多くなかったと推測する。学校英文法において、(1)と(2)は関係詞の「制限用法と非制限用法」あるいは「限定用法と継続用法」と説明される文法事項である¹⁰。(2)の where の

前にコンマのついていない用法が「制限用法」や「限定用法」と呼ばれるもので、「候補がたくさんある名詞に限定を加える用法」と説明できる。famous planetarium といっても候補はいくつもあるから、where 以下で限定しているのである。一方、(1)の where の前にコンマのついた用法が「非制限用法」や「継続用法」と呼ばれるもので、「候補が定まった名詞に説明を加える用法」と説明できる。Greek Theater といえば候補は一つに定まるから、それがどんなものか補足説明をしているのである。

上記の記述から、文法的な理解については、ある程度、学校英語教育に依存する部分があったことが窺える。もちろん、平川も「質問箱」欄で頻繁に文法的な質問を取り上げ、最大限の説明を試みているが、紙幅の都合もあり、説明が十分であったとは言い難い。文法事項の理解については、学校英語教育における基礎知識の有無に任されていた部分が少なからずあったと言える。

テキストの英語に関するもう一つの特徴は、スラングが複数含まれることである。一例を示すと、平川の会話文に繰り返し使われる表現に swell がある。この単語は動詞としては「膨らむ」「膨張する」という意味合いだが、口語では形容詞として「すばらしい」の意味で使われることがある。テキストからこの意味で使われた swell を抜粋すると以下ようになる。英文の右に付された訳とともに引用する。

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| Oh, swell! Thanks. | ワー、嬉しい、有難う。(NO.7-4) |
| Well, isn't that swell! | ウン、それはよかったね。(NO.13-2) |
| Say, that's a swell idea! | まあすてき (NO.14-4) |
| That'll be swell. | だったら丁度いいや。(NO.23-2) |
| A swell idea! | うん、そいつはいいや。(NO.29-4) |

これらは平川がアメリカ西海岸で度々耳にした表現なのかもしれない。この表現が出てくる度ごとに平川は【活用】欄で「この swell は俗語であるから、未知の人などに向ってはつかわないこと」(NO.13-2) といった注意を繰り返している。この他にテキストで繰り返される表現としては、Darn it! (NO.5-3, NO.7-3, NO.7-4, NO.8-1, NO.14-1, NO.41-2) がある。これについても、平川は【活用】欄で「これは俗語の中でも上品な語ではない。但し打ちとけた会話では実際に使はれてゐる。強い感じを出す語であるから余り無闇に使はぬ方がよい」(NO.8-1) と注意を促す。

このようにスラングをテキストに含めると、とくに学校英語教育の関係者から批判されることは予想できたはずである。それでも平川がスラングをテキストに入れ続けたのはなぜなのだろうか。この問いについて、鍵となりうる言葉が「生きた言葉」である。平川はインタビューの中で次のように発言している。

「デパートで」とか「郵便局で」といった題材でも、無味乾燥な場面に会話をのせていって、技術的に英語そのものを教えることはできるでしょう。しかし、それは英語の<いのち>を教えることにはなりません。英語は<いのち>を植えておかないと成長していきません。生命のないいわば「死んだ言葉」をいくら教えても、それはその場限りのものとなり、忘れられたり棄てられてしまいがちです。わたしは「死んだ言葉」には興味もなく、価値も認めませんでした。「生きた言葉」には多少の不備はあっても、<いのち>が流れていますから育っていきます。ですから、わたしは一貫して、このような英語の<いのち>を忘れないような題材とその運び方をできるだけテキストの内容にもりこむという方針・目標を持っていました。(竹前 2002: 379)

ここで平川のいう「生きた言葉」とは日常生活に根差した言葉のことだろう。平川は19年間のアメリカ生活の中で、実際の会話には多数のスラングが含まれていることを知っていた。日本人向けのテキストだからといって、スラングを除去してしまえば、「生きた言葉」ではなくなってしまう。そのように考え、批判は覚悟の上で、あえてスラングをテキストに含めたものと考えることができる。このような「生きた言葉」のやりとりこそが、「ハウ・ツーでない会話番組」という要望に対する平川の答えだったのである¹¹。

3.2.3 反響

平川の「英語会話」はたちまち大きな反響を呼んだ。それは、「最盛期には総聴取世帯数が約570万戸、聴取率は22.4%にも上り、テキストの発行部数は50万部に達した」(藤本2021: 84)と言われている。この「総聴取世帯数」という記述は誤解を招く表現で、日本放送協会(1949)や竹前(2002)と照らし合わせると、「英語会話」の総聴取世帯数ではなく、ラジオの総聴取世帯数のことを意味する。つまり、570万に0.224を掛けた約128万が推計聴取世帯数となる。放送開始の18時はちょうど夕食の時間にあたり、ラジオの前に集まった一家も少なくなかったことから、聴取者は128万人よりも多かったと推定される。平川のもとには毎日、聴取者から手紙が届き、次男の洸によると、『カムカム英語』を担当していた9年6ヵ月(民放も含めて)のあいだ、じつに50万通ものファンレターが放送局に届けられました」(平川2021b: 313)ということである。

このような人気から生まれたのが聴取者のファンクラブ「カムカム・クラブ」である。そのきっかけになったのは、1947年4月29日、東京・神田の共立講堂において平川が開催した「楽しく英語を学ぶ会」であった。この会には全国から4,500人のファンが参加した(平川2021a: 112)。これを機に全国に「カ

ムカム・クラブ」が結成されることになり、NHKの調査では最盛期には1,000もの支部があったとされている（平川 2021b: 224）。

では、具体的に聴取者からどのような声があったのだろうか。放送開始後1年の時点で、例えば、福岡県の男性は、「先日英語の先生から『君の英語は発音が非常に正確だ』と言われましたので、『僕毎晩カムカムの遊びをしてゐるんです』と言ひますと、『道理でだ』と言われました。近く毎日新聞の主催で全九州学生英語弁論大会が開かれますが、私はその候補として選ばれました」（平川 2021a: 102）と報告している。また、広島県の男性は、「昨日或る人に向かって進駐軍の兵隊さんが、『此处から道後山の駅までどの位かかるかね』と尋ねますと、その人は真っ赤な顔をしてコソコソ逃げて行きました。そこで私が行ってお答えすると大変喜ばれ、五、六人の兵隊さんに取り巻かれて色々質問を受け、とても愉快にお話しする事が出来ました」と感謝の意を伝えている（平川 2021a: 102）。

反響は聴取者だけでなく、番組の評判を聞きつけた進駐軍にも及んだ。平川は日本を占領する進駐軍にとって願ってもない存在であり、アメリカの雑誌『ニューヨーク・タイムズ・マガジン』でも紹介された。その記事を書いたケン・カンターは以下のように平川を評価する。

平川唯一氏は、英会話を教えることを通して、幾百万人もの日本人に、微妙なアメリカナの醍醐味を味わわせてくれる。これは多くの占領軍関係者および日本政府の役人が多くの日時を費やしてもできない仕事である。彼は、まさにデモクラシーの善意の伝道者であり、第一級のアメリカ合衆国広報担当官の代表である。（竹前 2002: 387）

もちろん当時、アメリカ文化を紹介したのは「英語会話」だけではない。次

節で見る当時の英語教科書もまた、学習者がアメリカ文化の一端に触れる機会を与えた。上にある民主主義の理解ということに関しては、社会科教師たちも大きな役割を果たしただろう。このような状況の中で、19年間、アメリカで生活し、その民主主義を体感した平川は稀有な存在であった。その平川の言葉に100万人を超える聴取者が高い意欲を持って耳を傾けた、という点に平川「英語会話」の意義がある。

3.3 平川唯一「英語会話」の背景—戦後まもなくの英語教育

では、このような「英語会話」流行の背景には、どのような状況があったのだろうか。まず見逃すことができないのは、戦後まもなくの「英会話ブーム」である。このブームの象徴的出来事としては『日米会話手帳』の売れ行きが挙げられる。同書は本というより32頁の小冊子であったが、1945年9月15日に発売されるや否や、爆発的な売れ行きを見せ、発行部数は360万部にも上った(小川1992)。

このブームをもたらしたのは進駐軍の存在である。当時、東京高等師範学校教授であった黒田巍は、「終戦後、アメリカの兵隊さんが大ぜい進駐してきました、日本人みんなが英語が必要だということを感じ出して、たいへんな英語ブームが発生しました」(黒田1967: 24)と述べている。また当時、東京外国語学校(後の東京外国語大学)教授であった小川芳男は、「進駐軍が巷にあふれていてどこにいても米兵に会うものだから、英単語の一つも知らなくてはどのような時代だった」(小川1979: 153)と振り返っている。

しかし、これはいずれも東京の話である。GHQ本部のあった東京にアメリカ兵があふれていたのは想像できるが、地方の場合、どのくらいの数のアメリカ兵がいたのだろうか。そのことを示すのが江藤淳『占領史録(下)』(1995)である。この中から、1946年2月13日における連合軍の進駐状況を示すと以

下のようになる。1946年2月は平川の「英語会話」が始まった月でもある。

府県名	進駐兵力	府県名	進駐兵力	府県名	進駐兵力
北海道	20,241	山梨	1,413	岡山	4,510
青森	8,514	静岡	3,425	広島	19,000
岩手	2,932	愛知	24,931	山口	4,451
宮城	10,095	三重	402	香川	1,200
秋田	1,650	岐阜	11,150	愛媛	8,400
山形	1,550	富山	120	徳島	—
福島	6,345	石川	417	高知	2,325
茨城	1,670	福井	310	福岡	28,635
栃木	6,000	滋賀	1,232	佐賀	633
群馬	4,312	京都	5,611	長崎	26,414
埼玉	22,162	奈良	3,500	大分	2,032
千葉	2,406	和歌山	6,700	熊本	1,880
東京	45,794	大阪	11,637	宮崎	2,483
神奈川	85,393	兵庫	17,229	鹿児島	3,795
新潟	2,570	鳥取	220		
長野	1,030	島根	943	合計	417,662

表4 1946年2月13日の進駐状況（江藤 1995: 440-441）

上記の資料によると、日本全国に進駐したアメリカ兵は合計で約42万人、東京都は約4万6千人である。地方については、例えば、北海道が約2万人、宮城県が約1万人、長野県が約1千人、福岡県が約2万9千人となっている。もちろん、各都道府県のすべての都市にアメリカ兵がいたというわけではない¹²。竹前栄治『占領戦後史』(2002)を参照すると、「連合国軍進駐所在地」となった都市の多くは現在、各都道府県の中心都市となっている街である。しかし、逆に言うと、少なくとも各都道府県の主要都市においては、一定数のアメリカ兵が行き交っていたことを江藤（1995）は示唆している。

この状況を前に、当時の学習者はどのような意識を持っていたのだろうか。

そのことを窺わせる、ある高校生の投書が『読売報知』1945年9月23日朝刊に掲載された。内容は以下のようになっている。

われわれの生活に今日ほど英会話が必要になった時代はない。一步戸外に出れば一人一人が外交官として米人に接触せねばならない。内に外にあらゆる接触の機会において学徒の英語力が極力利用されて然るべきであろう。

しかしながら由来英語が学校教育において、相当重要視されておりながら大学を出た人でさえ満足に話せない実情である。話すということが語学の最も初歩であり、会話がその一大部門でありながら、今日会話を十分に課している学校はほとんどない。(中略)

われわれの生活における英語の重要性ということはその必要部門を変えた。われわれは単に原書を読むばかりでなく十分に話せねばならない。(中略) 今までの英語教育に対して深き反省をする時だと思う。(『読売報知』1945年9月23日朝刊)

この高校生もやはり「今日ほど英会話が必要になった時代はない」という認識を示している。そして批判の矛先は学校英語教育に向かい、「今日会話を十分に課している学校はほとんどない」と断ずる。そして、「今までの英語教育に対して深き反省をする時だと思う」と締めくくっている。

高校生に批判された当時の学校英語教育はどのようなものだったのだろうか。戦後の学校英語教育の特徴は、およそ10年に一度改訂される「学習指導要領」によって規定されるようになったことである。戦後最初の学習指導要領は1947(昭和22)年に告示されたものであり、そこで示された英語科の目標は以下のようになっている。

- 一. 英語で考える習慣を作ること。
- 二. 英語の聴き方と話し方を学ぶこと。
- 三. 英語の読み方と書き方を学ぶこと。
- 四. 英語を話す国民について知ること、特に、その風俗習慣および日常生活について知ること。

この目標にはたしかに「話し方」も含まれており、決して会話を軽視しているわけではないことがわかる。そこで次に参照したいのは、当時の英語教科書である。上記の学習指導要領を受け、編集された中学校英語教科書に *Jack and Betty* (全3巻, 1948) がある。この教科書は圧倒的な採択率を誇り、1949年度から全国8割余りの中学校で使用された(稲村 1986: 150)。以下に示したのは中学2年生が使用する第2巻の改訂版である。

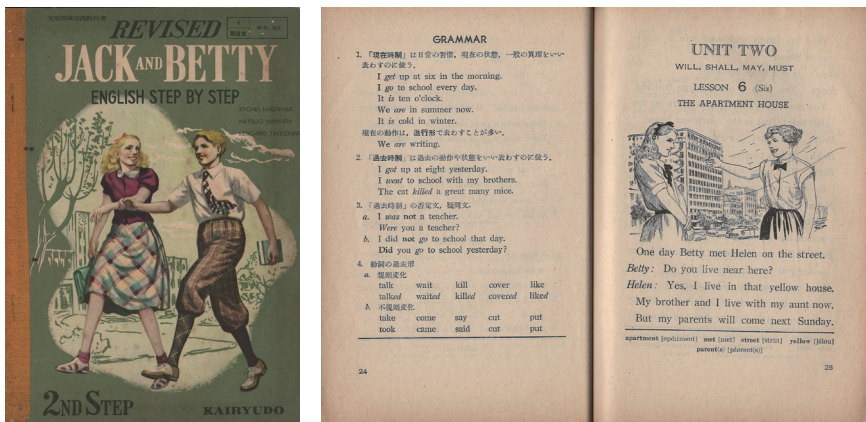


図5 *Revised Jack and Betty* (1953)

この教科書はアメリカの中学生である Jack と Betty の日常を描いたものと

なっている。編集方針については、著作者の稲村松雄が「聴き方・話し方を重視する方針に基づいて、全3巻を通じて会話の部分になるべく多くする」(稲村 1986: 114) と述べており、実際に教科書を見ていくと、第1巻から多くの会話文が収録されている。このことから学習指導要領だけでなく教科書においても、学校英語教育は会話を軽視しているわけではないことが窺える。

そこでさらに参照したいのは、戦後の英語教師たちに指針を与えたといわれる『新英語教育講座』(全11巻, 1948-1959)である。これは当時を代表する英語教育研究者たちが執筆したものであり、同講座の中で英語科教育の目標について記したのは石橋幸太郎である。石橋は東京高等師範学校における岡倉の教え子で、1923年に同校を卒業後、中学校の英語教員となり、戦後は東京高等師範学校教授を長く務めた(宇賀治 1980: 564)。その石橋は英語科教育の目標を以下のように記している。

普通教育における英語教授窮極の目的は、読書力の養成にあると信じる。目ざす目標が読書力の養成であるとするれば、始めから読書練習ばかりやつて居ればよさそうであるが、そう簡単には決められない。後で、もう少し詳しく説明するが、言葉といふものの性質上 written language (文字言語) に上達するためには、spoken language (音声言語) から出発しなければならない。(石橋 1948: 78)

ここで石橋は英語科教育の目標を「読書力の養成」であるとしている。この「読書力の養成」というのは、岡倉由三郎が戦前を代表する著書『英語教育』(1911)の中で示した目標である。岡倉は同書の中で、「英語教授の目的たる実用的方面は果して如何なるものかと言うと、これに対しては自分は猶予なく読書力の養成と言う事を以て答えるのである」(岡倉 1911: 41) と述べており、この考えは

一般的な日本人が英米人と話す機会が稀であった当時、広く受け入れられた。そしてこの目標は主に岡倉の弟子たちを通して、戦後も受け継がれていたのである。

このように、「読書力の養成」を目標とする英語教師が数多く存在する中で登場したのが、平川唯一であった。「英語会話」が流行した背景には以上のような状況があった。

3. 4 平川唯一「英語会話」が流行した理由

前節までの記述から、平川唯一の「英語会話」が流行した理由を以下の四点にまとめた。

- (1) 人々の「英語が必要」という認識
- (2) 平川の明るい人柄・番組の親しみやすい雰囲気
- (3) 「赤ちゃんが口真似をするように」というシンプルな方法論
- (4) 日本家庭を舞台にした会話

順に説明をしていくと、最初に指摘できるのは「英語が必要」という人々の認識である。街をアメリカ兵が闊歩する状況の中で、英語の必要性を感じた日本人は一定数いたことが前節までの資料から窺える。これはGHQ本部のあった東京だけではなく、進駐軍の存在する地方の主要都市でも起こった現象であることを江藤（1995）は示唆している。

このような時代背景があった上で重要なのは、平川の人柄、方法論、そしてテキストである。上述したように、「日本を明るくしたい」という気持ちを強く持っていた平川はテーマソングに「証城寺の狸囃子」を採用し、明るく親しみやすい口調で語りかけた。その方法論はシンプルで、「赤ちゃんが口真似をする

ように」というものであった。これは「読書力の養成」を目標に据えた学校英語教育には乏しい要素であり、平川の「赤ちゃん」たちはラジオの前で大きな声を出した。テキストに記されたのは、慣れ親しんだ日本家庭であり、周りの事物がどのような英語で表現できるか知るの新鮮であった。また同時に、19年間、アメリカで暮らした平川の口から語られる英米人は、「鬼畜」とは程遠いものであり、その生活は日本にはない慣習や豊かさにあふれていた。このようにして平川の「英語会話」は流行したのである。

3.5 平川唯一「英語会話」への批判

平川の「英語会話」は流行する一方で、批判も多くあった。これまでに指摘されている中で主なものを挙げると、以下のようになる。

- (1) 「赤ちゃんの口真似」という方法論は母語獲得と第二言語習得を混同している
- (2) 「英語学習はただ楽しいもの」という誤解を増長している
- (3) 聴取者の英語力はあまり向上していない
- (4) 日本人同士が英語を話す状況設定は不自然である
- (5) 語彙・文法の提示順序に対する配慮が不十分である
- (6) テキストの英語が簡単すぎる
- (7) テキストにスラングが多い
- (8) 発音のカタカナ表記はよくない

(4)から(8)の状況設定、提示順序、平易な英語、スラング、カタカナ表記、の五点についてはすでに3.2.2節で言及しているので割愛し、本節では(1)から(3)の三点について取り上げたい¹³。まず(1)について示唆しているのは富岡多恵

子である。富岡は、「平川氏の持論たる、外国語学習の赤ちゃん説は、一日にたった15分では、赤ちゃんに英語というコトバの環境をつくるには短すぎた。(中略) 赤ちゃんたちが現在どのように、役に立つ英語を喋るかは興味のあるところだ」(富岡 1983: 90) と述べているが、これは現代の英語教育学に照らし合わせて重要な指摘である。

英語教育学において、赤ちゃんが母語として英語を習得する過程は「母語獲得」の領域に属する。「母語獲得」においては膨大な量の英語のインプットがある。一方、外国人学習者が外国語として英語を習得する過程は「第二言語習得」の領域に属する。「第二言語習得」の環境は様々であるが、日本のように教室を一步出ると、英語を使用する人がほとんどいない環境では、英語のインプットはきわめて少ない。以上のことより、現代の英語教育学において、「母語獲得」と「第二言語習得」を混同してはいけない、というのは常識となっている。

繰り返しになるが、赤ちゃんの英語習得で何より重要なのは「インプットの量」である。平川が英語学習を開始したとき、年齢的には赤ちゃんではなかったが、19年間、アメリカで生活し、膨大な量のインプットを受けることを通して英語を習得した。その膨大なインプット下での「赤ちゃん経験」を、1日たった15分の「英語会話」の時間に持ち込むのはそもそも無理がある、という批判はもっともなものである。

この「赤ちゃんの口真似」方式は英語を学ぶことが楽しいものであることを強調した方法論だが、そこで(2)の問題が発生してくる。(2)について指摘しているのは宇佐美昇三である。宇佐美は、「[ある人が]『平川英語の結果、英語学習とは楽しいものという誤解が生まれ、学習者が文法や語彙の増強といった地味な努力を怠るようになった』と述べたのを耳にしたこともある」(宇佐美 1982: 101) と述べている。たしかに、平川の明るい性格と巧みな話術をもってすれば、「英語会話」の時間は楽しいものであっただろう。しかしその後は、学習者

が自ら、地道なインプットを積み重ねていくことが重要になる。「英語会話」の楽しさに慣れ、自ら単語・文法・発音等のインプットを行うことを怠るようになってしまったとしたら、残念なことである。

(2)の問題は、(3)の「楽しいのはわかるが、結局、英語力は向上したのか」という疑問につながっていく。この点について黒田巍は、「この放送を用いてそれで英語が上達したかは疑問で、[上達した人は]きわめて少なかっただろうと思います」(黒田 1967: 14) と述べている。福田昇八も同意見で、「実際、あの番組を聞いて英語が話せるようになったという人はごく僅かであろう。十人に一人いない。おそらく百人に何人かがいいところであったろう」(福田 1991: 50) と推測している。

1 節で述べたように、この点について現在、検証することは難しい。3. 2. 2 節における分析に基づき、一つ言えることは、テキストには発信を前提とした様々な工夫が施されており、英語学習の足掛かりとしては十分な内容であったということである。テキストの英語を講師の流暢な発音に合わせて何度も繰り返し口にするという経験は、学習者にとって重要な経験である。その機会を与えた点に「英語会話」の価値を認めることができる。

では、平川のテキストと比べたとき、後の「英語会話」テキストはどのような類似点・相違点を有するだろうか。次節で見たい。

4. 平川唯一以後の「英語会話」テキスト

本節では平川唯一以後の「英語会話」テキストについて、主に構成という観点から分析を行いたい。平川 (2021a) に付された「NHK ラジオ英語講座略年表」によると、1951年に平川が退任した「英語会話」は1992年に「英会話」

と改称されるまで続いた。以下では1951年から1991年までの40年間について、およそ10年ごとに「英語会話」テキストの変遷をたどり、平川のテキストとの類似点・相違点を概観する¹⁴。最初に挙げるのは松本亨『英語会話』1951年6月号（第6巻第3号）である。



図6 松本亨『英語会話』1951年6月号（第6巻第3号）

松本亨は平川の後任にあたる人物で、1951年4月から1972年3月までの20年間、「英語会話」を担当した後、1972年度も土曜日のみ講座を受け持った。『英語会話』1951年6月号を見ると、最初に「第1週の英文全文+訳」が来る構成に変わりはない。小さな変化は英文全文の前に、英語と日本語でリード文がついていることである。第1週の場合、日本語のリード文は「ジョンとユリと次郎は横浜駅に来て切符を買い、プラットフォームで電車を待っています」となっている。状況の説明なしに本文に入る平川のテキストよりも、わかりやすい導入になっている。

大きな変化が生じているのは、各曜日の頁である。月曜日の頁を見ると、そこには月曜日の英文が抜粋されるのではなく、「Pronunciation（発音）」という項目が来ている。この項目では英文から複数の単語が抜粋され、横には発音記

号が記されている。その下には【note】という欄がある。これは平川の【活用】欄と同じく語注にあたるもので、英文の中からいくつかの単語に説明が付されている。

続いて火曜日の見出しは「Expressions (言い表し方)」となっている。この欄では On their way to work や During the summer など、他の場面でも応用可能な表現を本文から抜粋している。水曜日の見出しは「Sentence Construction (文章の作り方)」である。ここでは形容詞を含む例文を与え、比較級を使った文に書き換えさせている。木曜日の見出しは「The Train Language (汽車の言葉)」である。この欄では、英文が電車に関する内容であったことから、汽車でよく使う英語を取り上げている。金曜日の見出しは再び「Sentence Construction」で、今度は動詞を与えて現在完了の文を作らせている。

以上のように、松本のテキストは一週間の英文に対して、各曜日で異なった項目を取り上げ、本文の理解を深めるという形式を取っている。テキスト全体を眺めると、項目として頻出するのは、上で挙げた「Pronunciation」「Expressions」「Sentence Construction」の三つである。

次に掲げるのは松本亨『英語会話』1961年11月号(第16巻第11号)である。

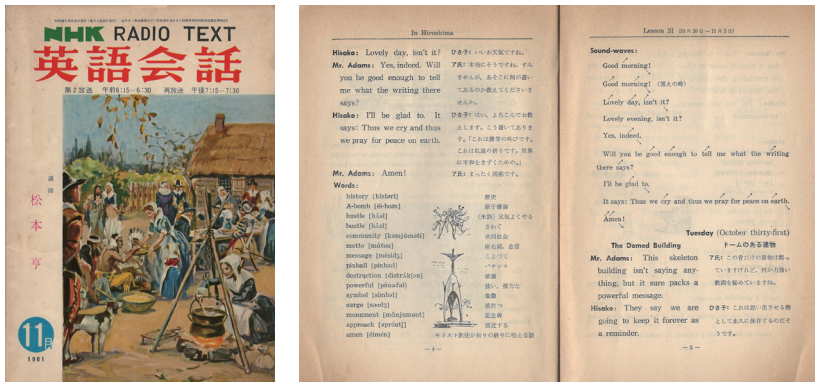


図7 松本亨『英語会話』1961年11月号(第16巻第11号)

この号ではまず「第1週の英文全文+訳」が示された後、「Words」という見出しがある。これは本文中の単語に発音記号と意味を付した欄となっている。1951年のテキストになかった要素は、それに続く「Sound-waves」という欄である。この欄では本文中の表現を句または文の単位で抜粋し、上昇の矢印と下降の矢印を用いて、イントネーションを指示している。このような音声面の新しい要素はあるが、基本的な構成は1951年のテキストと大きく変わらない。

続いて取り上げるのは東後勝明『英語会話』1973年4月号（第29巻第1号）である。東後勝明は松本の後任で、1972年4月から講座を担当した。1972年度は月曜日から金曜日までを東後が、土曜日を松本が担当したが、1973年度からは全曜日を東後が一人で担当することになった。あえて1973年度のテキストを掲載したのは、この年度から東後の特徴が表れ始めると考えたからである。

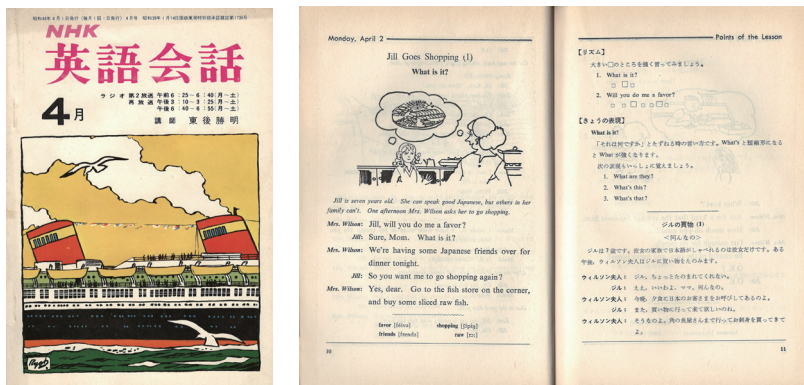


図8 東後勝明『英語会話』1973年4月号（第29巻第1号）

上の図からも明らかなように、東後のテキストは松本のものよりもすっきりした印象を与える。それは単語と発音記号を脚注のような形で、週ごとの英文の下に配置し、右の頁を「リズム」と「きょうの表現」という欄に限ったか

らだろう。この構成は東後勝明『英語会話』1981年2月号（第36巻第11号）でも変わらない。この号では「リズム」の欄が「音声のポイント」という欄になっている。

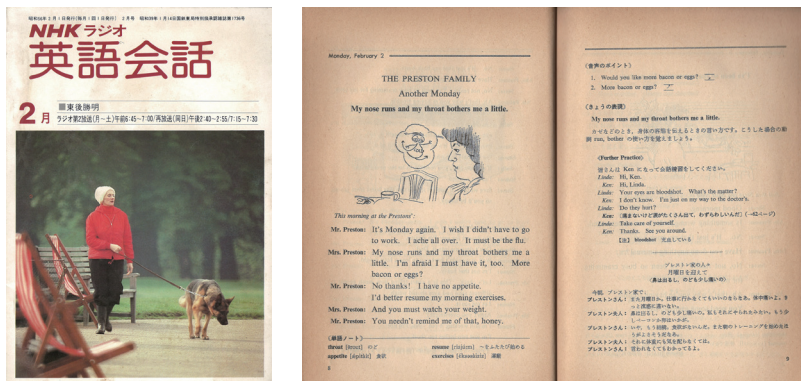


図9 東後勝明『英語会話』1981年2月号（第36巻第11号）

一つの変化は「きょうの表現」欄の下に「Further Practice」という欄が設置されたことである。この欄では本文とは別に簡単な会話文が与えてあり、会話練習をするよう指示している。第1週の場合、KenとLindaによる8行の会話文があり、「皆さんはKenになって会話練習をしてください」という指示が冒頭にある。英文の途中には「痛まないけど涙がたくさん出て、わずらわしいんだ」という日本語が混ざっている。これは英訳することを求めるものである。

続いて挙げたのは大杉正明『英語会話』1991年7月号（第47巻第4号）である。大杉は1987年4月から1992年3月まで「英語会話」を担当し、1992年4月からは後継番組である「英会話」を担当した。上のテキストの特徴は、東後の時代に「Further Practice」という名称であった欄が「Practice」という名称になってスペースを拡張し、右の頁の大半を占めるようになってきていることである。

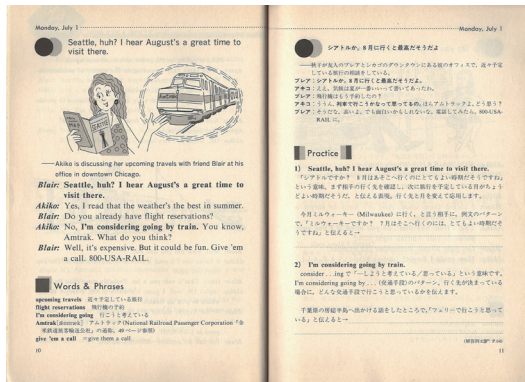


図 10 大杉正明『英語会話』1991年7月号(第47巻第4号)

内容としては、まず本文から I'm considering going by train. という英文が抜粋される。これに対して、「consider…ing で『…しようと考えている／思っている』という意味です。I'm considering going by… (交通手段) のパターン。行く先が決まっている場合に、どんな交通手段で行こうと思っているかを伝えます」という説明がなされた後、「千葉県房総半島へ出かける話をしたところで、『フェリーで行こうと思っている』と伝える」という状況設定を提示し、文を作ることを求めている。

1970年代以降の「Practice」欄の登場と拡張は、学習指導要領における「言語活動」の影響を受けたものと考えられる。1969・70年告示の学習指導要領ではこの「言語活動」の設定が一つの柱となった。例えば、高等学校学習指導要領解説には「言語活動」について以下のような説明が見られる。

音声や文型など言語の部分的な練習のみにとどめておいては、じゅうぶんではなく、外国語を理解し表現することができるようにさせるためには、音声や文型や文法事項なども含め、言語を総合的に理解したり表現したり

する活動を行なわせる必要があり、「言語活動」が示されたのである。(文部省 1972: 3)

この「言語活動」の設定は当時の英語教育において大きな課題となり、授業にどのように取り入れるかが議論された¹⁵。今日の英語教室において活動は普通に行われていることであるが、この活動という概念が広まり始めたのは1970年代以降のことである。

以上からテキストの変遷についてまとめると、次のようなことが言える。それは、テキストの構成は3.2.2節で示したものと基本的に変わらないが、いくつか新しい要素が加わっている、ということである。本節で示した新しい要素とは、発音記号(図6, 7, 8, 9, 10)やリズム・イントネーション(図7, 8, 9)などの音声面の情報と、テキストの内容に関連したPractice(図9, 10)などの活動である。このように、「英語会話」テキストは1951年以降も時代の動向に合わせて、新しい要素を取り入れたが、その構成については平川のテキストを踏襲しているように見受けられるのである。

5. おわりに

本論文の目的は全54号の平川唯一「英語会話」テキストを分析することであった。今回、明らかになった事柄は主に二つある。

一つは3.2.2節で分析対象とした、テキストの構成、内容、英語の特徴である。テキストの構成とは、最初に「第1週の英文全文+訳」、次に「月曜日の英文+【活用】」が続き、それを火水木金と繰り返した後、第2週以降は第1週の繰り返しとなる構成である。テキストの内容については、英文の内容と

【活用】の内容の二つに分けて分析を行った。前者については、全211話のうち188が日本人同士の会話である点などを明らかにした。後者については、同じ説明を複数回繰り返すことで学習事項の定着を図っている点、文法的な説明がほとんどない点などを指摘した。さらに、英語の特徴としては、難易度がほぼ一定であるということに注目し、一週当たりの平均語数が193.54語となる点、NO. 1から関係代名詞 what や仮定法が登場する点などを提示した。同時に、スラングが複数見られるということに着目し、swell という単語を例に挙げた。以上の事柄は今後の基礎研究資料となりうるものである。

もう一つは4節で示した、後の「英語会話」テキストとの類似点・相違点である。平川以降のテキストを概観すると、音声面の情報や活動が追加され、より教育的になってはいるが、3.2.2節で提示したテキストの構成は、基本的に変わっていないことが明らかになった。上記の構成は当然のもののように見えるかもしれないが、例えば、二週間や一ヶ月かけて一つの英文を学習する、あるいは、曜日ごとに異なった英文を学習するなど、他の選択肢もありえたはずである。その中で平川が選び取った構成は、後の「英語会話」テキストに踏襲されたものと見られる。

最後に今後の課題について述べたい。それは「英語会話」テキストのさらなる分析である。この分析は平川以前のテキスト分析、平川のテキスト分析、平川以後のテキスト分析、の三つに分けることができる。今回、平川のテキスト分析についてはある程度の貢献を果たしたが、残る二つについては考察が十分とは言い難い。

平川以前の「英語会話講座」テキストについては、先行研究として山口(2001)があるため、今回分析の対象にしなかった。山口は戦前の「英語会話講座」について、「発音練習も文法解説もなく、ただ出演者の個人的な『おしゃべり』を聴かせ続けた年もあれば、基本的な英単語だけを使いながらも興味深い展開の

ストーリーを聴かせる連続英語劇が放送された年もあった。英語教育の観点から見れば、こうした不揃いで場当たりのにもみえる『英語会話』の放送は問題点が多いかもしれない(山口 2001: 141-142) と述べている。仮に「不揃いで場当たりの」であったとしても、平川のテキストとどのような類似点・相違点があるかについては今後、検討が必要である。

一方、平川以後の「英語会話」については、40年分の時間的厚みが存在する。今回はおよそ10年に一度の定点観測のような形で済ませたが、最終的には40年間の全テキストを対象に分析を行う必要がある。本論文で比較の対象とした構成以外の点、とくに英文の難易度や話題、語彙や文法事項の配列など、検討を要する事柄は多数ある。本論文を出発点として、さらに研究を深めていきたい。

(まさき たかゆき・北海学園大学経済学部准教授)

[注]

- 1 政治学の分野における歴史的研究としては竹前（2002）がある。
- 2 これまでに確認できた限りでは、武市（2015）が松本亨のテキストと平川のテキストを比較している。ただし、同書は松本に関する研究なので、平川のテキストについての考察は十分ではない。
- 3 斎藤（2019）は教育成果を判定することの難しさを指摘している。
- 4 山口（2001）は1934年に放送された「夏期英語講座」が「英語会話講座」と同質であることを指摘している。ただ、あくまで名称は「夏期英語講座」であることから、本論文では1935年を「英語会話講座」の開始とした。
- 5 NO. 2, NO. 3, NO. 4, NO. 5, NO.28の5号はこの例外である。NO. 2からNO. 5については、NO. 2に第1週と第2週の英文、NO. 3に第3週と第4週の英文、NO. 4に第1週と第2週の英文、NO. 5に第3週と第4週の英文が収録される、という形になっている。NO.28は第2週と第3週の英文が一つの英文になっている。
- 6 全54号の収録された平川・日本放送協会（1986）の総目次を数えると、全210話になる。ただし、この総目次はNO.6-5「Evening Glow（夕やけ）」が抜け落ちている。したがって、合計話数は211となる。
- 7 9つの内容を示すと、NO.3-3がToshioとAmericanの会話、NO.10-1がKazuoとAmericanの会話、NO.12-2がHaruoとSoldierの会話、NO.12-4がAmericanとTakeoの会話、NO.18-1がFredとJohnの会話、NO.28-4が再びKazuoとAmericanの会話、NO.32-2がMr. MayとSaburoの会話、NO.34-1がTedとJimの会話、NO.35-3がTomとBenの会話、となっている。
- 8 teacherに関する記述はNO.45-3の【活用】欄にも確認できる。そこでは「先生を直訳するとteacherであるが、日本語ではこれを敬称代名詞としてよく使うのに反して、英語では先生を呼ぶ場合はいつでもMr.—, Miss.—, Mrs.—と言った呼び方をし、teacherという語は使わない」という記述になっている。
- 9 ただし文法的説明がまったくないわけではない。例えば、NO.32-3にはwhen he found he had lost his ball「彼がボールをなくしたのに気がついた時」という英文がある。これに対して、平川は【活用】欄で「このhad lostというのは文法では過去完了、或いは大過去と言うが、それはどんなわけかと言うと、すなわちおじいちゃんが（気がついた）という過去の出来事がある以前に（なくした）という更に前の出来事があったわけで、この二つの出来事の時間的関係をはっきりさせるため

に英語では過去 (found) と過去完了 (had lost) との二つの形を使いわけるのである」と説明している。

- 10 『ロイヤル英文法』(綿貫他 2000) が「制限用法と非制限用法」、『総合英語 Forest』(石黒 2013) と『総合英語 Evergreen』(埴 2017) が「限定用法と継続用法」と記述している。『現代高等英文法』(八木 2021) では「限定用法と叙述用法」となっている。
- 11 「生きた言葉」という表現は『ラジオ年鑑』における番組の趣旨説明の中にも確認できる。そこには、「英語会話講座は、(中略) 平川唯一氏により引きつづいて担当されており、生きた言葉の理解を目的としている」(日本放送協会 1949: 48) とある。
- 12 例えば、北海道の 1945 年 10 月 30 日における各都市の進駐状況は、函館が 4,297 人、小樽が 4,563 人、札幌が 5,616 人、旭川が 5,399 人、室蘭が 1,500 人、稚内が 200 人、美幌が 300 人、帯広が 250 人、と記されている (毎日新聞社 1974: 84)。
- 13 (4)(5)について指摘をしているのは五十嵐新次郎である。五十嵐は(4)の状況設定について、「日本人である太郎や花子に英語を喋らせて向うの事情を理解させようというのは無理である」(五十嵐 1948: 41) と述べている。(5)の語彙・文法の提示順序については、「系統的な配列もなく、段階もなく、学習者は、いつも同じところをどうどうめぐりしては困る」(五十嵐 1948: 41) と指摘している。

(6)の平易な英語について言及しているのは丸山一郎である。丸山は平川に届いたファンレターの整理をした経験から、「複数の大学教授から『もっと難易度の高い、学問的に高度な英語を放送するべきだ』と何度も叱責のお手紙が届いていたのです」(平川 2021b: 249) と明かしている。

(7)(8)のスラングとカタカナ表記は、宇佐美昇三の指摘である。宇佐美は「発音をカナで表記したことや、(批判者のいう)『スラング』の使用も、音標文字信奉者や「格調ある英語」支持者からは攻撃された」(宇佐美 1982: 101) と振り返っている。
- 14 平川以後の「英語会話」講師たちがどのように英語を勉強したかについては、松本 (1970)、東後 (2002)、大杉 (2017) を参照されたい。
- 15 学習指導要領を受け、雑誌『英語教育』(大修館書店)は 1973 年 2 月号において『「言語活動」の進め方」という特集を組んでいる。

[参考文献]

- 朝日新聞社 (編) (1995) 『『日米会話手帳』はなぜ売れたか』朝日新聞社
- 五十嵐新次郎 (1948) 「平川氏の英語放送について」『Current of the World』第 25 巻 第 2 号, p.41

- 石黒昭博（監修）， 塙タカユキ他（著）（2013）『総合英語 Forest 7th edition』 桐原書店
- 石橋幸太郎（1948）「英語教授法大要」 市河三喜（主幹）『新英語教育講座 第1巻』 研究社， pp.69-205
- 稲村松雄（1986）『教科書中心 昭和英語教育史—英語教科書はどう変わったか』 開隆堂出版
- 稲村松雄（1993）『ジャック・アンド・ベティーから 21 世紀へ』 桐原書店
- 伊村元道（2003）『日本の英語教育 200 年』 大修館書店
- 宇賀治正朋（1980）「石橋幸太郎先生小伝」『英語青年』 第 125 巻第 12 号， p.564
- 宇佐美昇三（1980）「英語教育番組略史—大正 14 年から昭和 54 年まで」『NHK 放送文化研究年報』 第 25 集， pp.339-426
- 宇佐美昇三（1982）「カムカム英語の輝き」『英語教師読本』 アルク， pp.97-101
- 江藤淳（編）（1995）『占領史録（下）』 講談社
- 江利川春雄（2016）『英語と日本軍—知られざる外国語教育史』 NHK 出版
- 塙タカユキ（編著）， 川崎芳人他（著）（2017）『総合英語 Evergreen』 いいずな書店
- 大杉正明（1991）『英会話』 第 47 巻第 4 号， 日本放送出版協会
- 大杉正明（2017）『あじのひものとビーフステーキ—大杉正明の英語でこぼこの道』 ディーエイチシー
- 大西雅雄（1950）『平川英語の研究』 メトロ研究社
- 岡倉由三郎（1911）『英語教育』 博文館
- 岡倉由三郎（1933）『春期 基礎英語』 日本放送出版協会
- 小川菊松（1992）『出版興亡五十年』 誠文堂新光社
- 小川芳男（1979）『私はこうして英語を学んだ』 TBS プリタニカ
- 紀平健一（1988）「戦後英語教育における Jack and Betty の位置」『日本英語教育史研究』 第 3 巻， pp.169-205
- 紀平健一（1995）「『カムカム英語』 一戦後『英会話』の原型」『日本英語教育史研究』 第 10 巻， pp.111-141
- 黒田巍（1967）「私の英語教育史」『英語教育』 第 15 巻第 12 号， pp.14-28
- 斎藤兆史（2007）『日本人と英語—もうひとつの英語百年史』 研究社
- 斎藤兆史（2019）「英語教育の現状と課題」 秋田喜代美・斎藤兆史・藤江康彦（編）『メタ言語能力を育てる文法授業—英語科と国語科の連携』 ひつじ書房， pp.1-8
- 武市一成（2015）『松本亨と「英語で考える」—ラジオ英会話と戦後民主主義』

彩流社

竹前栄治 (2002)『占領戦後史』岩波書店

東後勝明 (1973)『英語会話』第29巻第1号, 日本放送出版協会

東後勝明 (1981)『英語会話』第36巻第11号, 日本放送出版協会

東後勝明 (2002)『新版 英語ひとすじの道』筑摩書房

富岡多恵子 (1983)『「英会話」私情』集英社

鳥飼玖美子 (2011)「英語・愛憎の二百年」『NHK テレビテキスト 歴史は眠らない
2011年2-3月』NHK出版, pp.5-94

鳥飼玖美子 (2021)『通訳者たちの見た戦後史一月面着陸から大学入試まで』新潮
社

日本放送協会 (編) (1949)『ラジオ年鑑 昭和24年版』日本放送出版協会

平川洵 (1995)『カムカムエヴリバディー—平川唯一と「カムカム英語」の時代』日
本放送出版協会

平川洵 (2021a)『カムカムエヴリバディー—平川唯一と「ラジオ英語会話」の時代』
NHK出版

平川洵 (2021b)『「カムカムエヴリバディ」の平川唯一—戦後日本をラジオ英語で
明るくした人』PHP研究所

平川唯一 (1946)『英語会話』第1巻第1号, 日本放送出版協会

平川唯一 (1949)『英語会話』第4巻第6号, メトロ出版社

平川唯一 (1979)「わたしのカムカム英語」NHK (編)『わたしの自叙伝(1)』日本放
送出版協会, pp.167-186

平川唯一・日本放送協会 (編) (1986)『カムカム英語』名著普及会

福田昇八 (1981)「カムカム英語の特色」平川唯一『みんなのカムカム英語』毎日
新聞社, pp.182-194

福田昇八 (1986)「カムカム放送の意義」平川唯一・日本放送協会 (編)『カムカム
英語 別冊』名著普及会, pp.24-37

福田昇八 (1991)『語学開国—英語教員再教育事業の20年』大修館書店

藤本有紀 (著), NHKドラマ制作班 (編) (2021)『NHKドラマ・ガイド 連続テレ
ビ小説 カムカムエヴリバディ Part1』NHK出版

堀英四郎 (1939)『春期 基礎英語』日本放送出版協会

毎日新聞社 (編) (1974)『私たちの証言—北海道終戦史』毎日新聞社

松本亨 (1951)『英語会話』第6巻第3号, メトロ出版社

- 松本亨 (1961)『英語会話』第 16 巻第 11 号, 日本放送出版協会
- 松本亨 (1970)『英語と私 改訂版』英友社
- 文部省 (1962)『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達』帝国地方行政学会
- 文部省 (1972)『高等学校学習指導要領解説 外国語編』東京書籍
- 八木克正 (2021)『現代高等英文法—学習文法から科学文法へ』開拓社
- 山口誠 (2001)『英語講座の誕生—メディアと教養が会える近代日本』講談社
- 山田豪 (1997)「Jack and Betty の時代性をいかに評価するか—教科書としての内容
検討を踏まえて」『日本英語教育史研究』第 12 巻, pp.65-99
- 渡部昇一 (1980)「『カムカム英語』の名講師平川唯一健在なり」『文芸春秋』第 58
巻第 9 号, pp.155-157
- 綿貫陽・宮川幸久・須貝猛敏・高松尚弘 (2000)『ロイヤル英文法 改訂新版』旺
文社
- 『読売報知』1945 年 9 月 23 日朝刊

[謝辞]

本論文を執筆する上では、斎藤兆史氏、山内久明氏、鈴木哲平氏、城座沙蘭氏、青田庄真氏よりご助言をいただいた。ここに記して感謝の意を示したい。

レビ記における「穢れ」の概念

辻見 祐太

序 章

18世紀に啓蒙思想のもと、他の古代文献と同様に旧約聖書を、信仰の源泉としてその記述を絶対視することなく客観的に研究する試みが始まった。そして19世紀後半から客観的・歴史的研究が急速に発展、その後研究対象や観点により様々な新しい手法が提案されてきた。

特にモーセ五書（創世記・出エジプト記・レビ記・民数記・申命記）に関して言えば、モーセ自身によって書かれたと長らく信じられてきたが、J・ヴェルハウゼンらによる文献批判的方法により、五書は思想も時代も異なる4つの資料、すなわち、ヤハウィスト（J）、エロヒスト（E）、申命記資料（D）、祭司資料（P）を編集したものであると示された¹。これを一般的に4資料仮説と呼ぶ。この仮説については、個別的には資料の範囲や年代付けなどについて議論があるものの、全体としては現在も支持する者は多い²。

これらの中で、祭司資料（P）は、創世記から申命記までの諸文書を貫いて、天地創造から族長物語、出エジプト、シナイ啓示などについて報告した、一統きの文書層として他の文書層と組み合わせられた形で存在し、用語法や文体、観

念や世界観で著しい独自の特色を示している³。そしてこの文書は、祭儀とその細則に著しい関心を示しており、おそらくは一般信徒によってではなく、祭儀の専門家である祭司によって書かれたものと推測され、ゆえに「祭司資料 (Priestly Writing)」と呼ばれる⁴。

「社会的儀式は、もしそれがなかったら存在し得ないような一種の現実を創出するのである。思索にとって言葉が重要であるよりは社会にとって儀式が一層重要であると言っても、それはいいすぎではあるまい」とメアリ・ダグラスが述べているように⁵、社会的儀式は共同体の価値体系を象徴的に表している。祭司資料を豊富に含む文書としてレビ記があるが、レビ記は主として犠牲の実施に関心を抱いており、そのなんらかの抽象的意味にはほとんど注意を向けず、ただ犠牲の手順の指示があるだけである。しかし、だからこそのような資料の中にも、祭司資料記者や共同体の思想・文化が反映されており、その思想を読み取ることが可能であると考えられる。

古代イスラエルには様々に異なる形式と意味を持った多くの供犠の種類が存在したが、大きく分けると、以下の5種類となる。

- ・焼き尽くす献げ物 (主にレビ 1 : 3 - 17⁶)
- ・穀物の献げ物 (主にレビ 2 : 1 - 16)
- ・和解の献げ物 (主にレビ 3 : 1 - 16)
- ・贖罪の献げ物 (主にレビ 4 : 1 - 5 : 13)
- ・賠償の献げ物 (主にレビ 5 : 14 - 26)

様々な供犠の種類の中で、神学的・思想的に最も関心を呼ぶのが贖罪の献げ物である。なぜならば、贖罪の献げ物は「罪の赦し」という、旧約聖書から新約聖書にかけて、また、ユダヤ教からキリスト教への思想的広がりをも貫いて存在する全聖書的な中心的メッセージと関わるように思えるからである。贖罪の献げ物は、罪責や穢れを取り除くために献げられる供犠で、犠牲獣の血が聖

所の特定の祭具に塗り付けられたり振りかけられたりすることが大きな特徴である。

拙論「レビ記における「罪」と「赦し」」において、著者は祭司文書の贖罪思想を供儀儀礼の分析によって明らかにしようと試みた⁷。そこでは、レビ記4章を中心に贖罪の儀式の内容を整理し、罪の軽重や深刻さに応じて3つのレベルに分けた。すなわち、一般人の罪および部族の指導者の（個人的な）罪の場合、大祭司またはイスラエルの民全体が犯した罪の場合、年に一度の贖罪の日に贖われる罪の場合である⁸。その一方で贖罪供儀が行われる場である会見の幕屋の構造を整理し、聖性という視点から見た場合に会見の幕屋の構造は中庭<幕屋<至聖所というように同心円状に区切られていることを明らかにしたが、供儀の手順及び作法と幕屋の構造を照らし合わせると、罪はその重さによって会見の幕屋の特定の部分に穢れをもたらし、しかも罪の大きくなるにつれて幕屋の中心部分に穢れが発生することが判明した。そして、贖罪供儀はこの穢れを浄めるために行うということが確認できたのである⁹。このようにして古代イスラエルにおいては「罪」は「穢れ」と密接な関わりがあることを指摘したわけであるが、このことから、旧約聖書祭司文書における贖罪思想を明らかにするためには、古代イスラエルにおける「穢れ」の概念に対する理解が必要不可欠となる。穢れの概念を理解するためには、レビ記を中心に穢れに関する律法を整理・分析することが必要となる。過去にこの試みはすでに行われており、例えば山我はレビ記の翻訳¹⁰を行ったほか、祭司文書における供儀と浄・不浄に関する指示を整理・体系化を試みた¹¹。レビ記のテキストに忠実に沿いながら浄・不浄の概念をまとめ上げた山我の分析は信頼できるものであり、難解ともいえるレビ記の理解に果たしたその貢献は大きいと言える。また、バッドはレビ記の注釈¹²の中で、聖性の概念やレビ記の神学的解釈など、詳細な序論があり、そこでは近年の聖書学の成果が十分に取り入れられている。そこ

で、本稿はレビ記における浄・不浄の概念についての研究動向を把握して当該概念の明確化することを目的とする。そのために、山我及びパッドの研究成果を参照しつつレビ記の内容を整理することによって論考を進めたい。

第1章 穢れの種類

本稿の目的のためにはまず、穢れにはどのようなものがあるのかを整理しなければならないので、第1章ではレビ記を中心に穢れの種類を分類・整理していく。

穢れの種類を大きく分けると、(1)食物・動物に関する規定、(2)出産・月経に関する規定、(3)病的な身体的特徴に関する規定、(4)カビなどの菌に関する規定、となる。それぞれどのようなものなのか、以下に見ていきたい。

(1)食物・動物に関する規定

レビ記11章では、地上のあらゆる動物、水中の魚類、鳥類、昆虫、爬虫類のうちで、食べて良いものと食べてはいけないものを規定している。地上の動物の中では、偶蹄類かつ反芻する動物（例えば、牛、山羊、羊¹³）のみ食べることができる（レビ11：2-3）。この条件を満たさない動物¹⁴は穢れたものであるゆえ、食べることができない。また、死骸にも触れてはならない（レビ11：4-8）。水中の魚類のうち、ひれ、鱗のあるものは食べて良いが、ひれや鱗がないものは食べることはできない（レビ11：9-12）。禁止となる鳥類の種類については、基準となる特色は示されず、食用されてはいけない動物の名前が列挙されている¹⁵（レビ11：13-19）。また、羽があり、4本の足¹⁶で動き、群れをなす昆虫は全て穢らわしいものであるが、羽があり、4本の足で動き、群れをなす昆虫のうちで、地面を跳躍するのに適した後ろ肢を持つもの¹⁷

は食べて良い（レビ 11:20-22）。さらには、地上を這う爬虫類も穢れている（レビ 11:29-31）。

また、それらの生き物の死骸に触れるものは全て夕方まで穢れる（レビ 11:8, 11, 24-25, 27, 31）が、食用の家畜が死んだとき、その死骸に触れる者も夕方まで穢れるとされる（レビ 11:39）。

(2) 月経・出産に関する規定

月経¹⁸期間中の女性は、7日間穢れる。その期間に彼女に触れた人間はすべて夕方まで穢れる（レビ 15:19）。生理期間中の女性が使った寝床や腰掛けはすべて穢れる（レビ 15:20）。彼女の寝床に触れた人はすべて、衣服を水洗いし、身を洗う。その人は夕方まで穢れており、またその腰掛けに触れた人はすべて、衣服を水洗いし、身を洗う。その人は夕方まで穢れている（レビ 15:21-22）。もし、男が女と寝て¹⁹月経の穢れを受けたならば、7日間穢れる（レビ 15:24）。

女性が男児を出産した場合、彼女は月経による穢れと同じく7日間穢れる（レビ 12:2）²⁰。8日目にはその子の包皮に割礼を施し、産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な33日の間、家にとどまる。その浄めの期間が完了するまでは、聖なる物に触れたり、聖所にもうでたりしてはならない（レビ 12:3-4）。女兒を出産したときは、穢れの日数は倍の14日間となる²¹。産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な66日の間、家にとどまる（レビ 12:5）。

(3) 病的な身体的特徴に関する規定

病的な身体的特徴に関する規定については、代表的な例として重い皮膚病²²や男性の病的な漏出、女性の病的な出血がある。この3つの例を以下に見ていく。

重い皮膚病の疑いがある場合、祭司の1人のところに連れて行く（レビ 13:

2)。患部の毛が白くなっており、症状が皮下組織に深く及んでいるならば、それは重い皮膚病であり、その人は穢れている（レビ 13：3）²³。しかし、皮膚の疱疹が白くて症状が皮下組織に深く及んではおらず、患部の毛も白くなっていなければ、祭司は患者を1週間隔離する（レビ 13：4）。7日目に祭司が調べて、患部が広がっていなければ、もう1週間隔離する（レビ 13：5）。7日目に再び調べ、症状が治まっていれば、それは発疹にすぎないが、淨いと言いつい渡された後に、その発疹が皮膚に広がったならば、その人はもう1度祭司のところに行く（レビ 13：6-7）。祭司が調べて、確かに発疹が皮膚に広がっているならば、その人に「あなたは穢れている」と言いつい渡す（レビ 13：8）。

同様のやりとりが、他の症状でも続く。皮膚に白い湿疹が生じ、その患部の毛が白くなっており、湿疹の部分の肉がただれているならば、皮膚は慢性皮膚病にかかっており、穢れている。その人が穢れているのは明らかであるから、隔離してみる必要はない（レビ 13：9-11）²⁴。もし、この皮膚病が皮膚に生じていて、祭司が見るかぎり、頭から足の先まで患者の全身を覆っているようならば、祭司はそれを調べ、確かに全身を覆っているならば、「患者は淨い²⁵」と言いつい渡す（レビ 13：12-13）。全身が白くなっていれば²⁶ その人は淨い（レビ 13：13）が、皮膚がただれ始めるときから、その人は穢れた者となる（レビ 13：14）。しかし、そのただれた肉が再び白くなるならば、その人は祭司のところに行き、確かに患部が白くなっているならば、「患者は淨い」と言いつい渡す（レビ 13：16-17）。皮膚に生じた炎症が1度治ってから、その跡に再び炎症が起きて、白い湿疹か赤みがあった白の疱疹ができたならば、その人は祭司にその個所を見せる（レビ 13：18-19）。祭司が調べて、確かに症状が皮下組織にまで及んでいて、その部分の毛が白くなっているならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言いつい渡す。しかし、患部の毛が白くなっておらず、症状が皮下組織にまで及んでいなくて、治まっているならば、祭司はその人を1週間

隔離する（レビ 13：20-21）。もし、それが皮膚に広がるならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す。もし、疱疹に変化がなく、広がらなければ、それは炎症の跡であり、祭司はその人に「あなたは淨い」と言い渡す（レビ 13：22-23）。

皮膚にやけどをして、それがただれて、赤みがあった白か、白の疱疹となった場合、祭司がそれを調べ、疱疹の部分の毛が白く、それが皮下組織に深く及んでいるならば、それはやけどの跡に広がった重い皮膚病である（レビ 13：24-25）。しかし、疱疹の部分の毛が白くなっておらず、症状が皮下組織にまで及んでいなくて、治まっているならば、祭司はその人を1週間隔離して、7日目に調べる。症状が皮膚に広がっているならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す（レビ 13：26-27）。しかし、疱疹に変化がなく治まっているならば、それはやけどの跡に生じた湿疹である。（レビ 13：28）。

頭か顎に皮膚病の症状が現れたときは、祭司はそれを調べる。症状が皮下組織に深く及んでおり、その毛が薄く黄色みを帯びているならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す。症状の症状が皮下組織に深く及んでいるようには見えないが、その部分に黒い毛が全くなければ、祭司はこの患者を1週間隔離する（レビ 13：29-31）。7日目に調べて、症状が広がっておらず、患部に黄色みを帯びた毛がなく、症状が皮下組織に深く及んでいるように見えなければ、患者は自分で患部の周りの毛をそり落とす²⁷。祭司はその人を更に1週間隔離する（レビ 13：32-33）。7日目に調べて、症状が皮膚に広がっておらず、皮下組織に深く及んでいなければ、祭司はその人に「あなたは淨い」と言い渡す。彼は衣服を水洗いし、淨くなる。もしその人が浄められた後、症状が再び皮膚に広がった場合、祭司はそれを調べ、皮膚に広まっていれば、その人は穢れている。しかし、症状に変化がなく、そこに黒い毛が生えてきているならば、症状は治ったのであり、患者は淨い（レビ 13：34-37）。

皮膚に白い疱疹ができたならば、祭司はその個所を調べ、その疱疹がにぶい白色ならば、それは白皮症²⁸が皮膚に広がっているのであって、その人は淨い。もし、頭部の毛が落ちて、後頭部がはげても、その人は淨い。もし、前頭部の毛が落ちて、そこがはげても、その人は淨い（レビ 13：38-41）。しかし、前頭部であれ、後頭部であれ、はげたところに赤みがかかった白い症状が出たならば、前頭部、後頭部を問わずそれは重い皮膚病である。祭司はそれを調べ、皮膚に出る重い皮膚病に似た赤みがかかった白い患部の症状が前頭部、あるいは後頭部に生じているならば、その人は重い皮膚病にかかっており、穢れている（レビ 13：42-44）。

また、男性に尿道の炎症による漏出²⁹があるならば、その人は穢れている（レビ 15：2）³⁰。漏出のある人の寝床や腰掛けはことごとく穢れており、その寝床に触れた人、漏出のある人の腰掛けに座った人、漏出のある人に直接接触した人、漏出のある人に唾をかけられた人、漏出のある人が乗った鞍、漏出のある人が敷いた物に触れた人、漏出のある人が手を洗わずに触れた人は全て夕方まで穢れている。漏出のある人に触れた衣服や身体は水で洗う必要がある（レビ 15：4-11）。漏出のある人が、それが止んで浄くなったならば、浄めの期間としての7日間を経た後、衣服を水洗いし、新鮮な水で身を洗うと、浄くなる（レビ 15：13）。また、もし人に精の漏出があったならば、全身を水に浸して洗う。その人は夕方まで穢れている。さらにはその精が付着した衣服や革も夕方まで穢れている。精の漏出は男と寝た女にも当てはまる（レビ 15：16-18）。

もし、生理期間中でないときに何日も出血があるか、あるいはその期間を過ぎても出血がやまないならば、その期間中は穢れており、生理期間中と同じように汚れる（レビ 15：25）。この期間中に彼女が使った寝床は、生理期間中使用した寝床と同様に穢れる。また、彼女が使った腰掛けも月経による穢れと同様穢れる。また、これらの物に触れた人はすべて穢れる。その人は衣服を水洗

いし、身を洗う。その人は夕方まで穢れている（レビ 15：26-27）。彼女が出血の穢れから浄くなり、7日間が過ぎたならば浄くなり、8日目に浄めの儀式を行う（レビ 15：28-30）。

(4)かびなどの菌に関する規程

衣服にかび³¹が生じた場合、衣服でも、織り糸でも、あるいは革やどのような革製品でも祭司に見せなければならない（レビ 13：47-49）。祭司はそれを調べてから、1週間隔離する。7日目に再び調べた結果、かびがその衣服や織り糸や、あるいは革や革製品に広がっているならば、それは悪性のかびであって、穢れている（レビ 13:50-51）。かびが生えているものは、それが衣服であれ、羊毛や亜麻の織り糸であれ、革製品であれ、焼き捨てる（レビ 13：52）。もし、祭司がそれを調べた結果、かびが広がっていないならば、祭司は、かびが生えている所を水洗いさせ、更に1週間隔離する（レビ 13：53-54）。祭司はかびを水洗いさせた後、調べて、かびに変化が見られないならば、かびが広がってなくても、それは穢れているので火で焼かねばならない（レビ 13:55）。しかし、かびの色が薄らいだならばその部分を切り取り、再びかびが衣服や織り糸や革製品にも広がるならば焼き捨てなければならない。しかし、水洗いした衣服や織り糸やすべての革製品から、かびが消え去ったならば、もう1度よく水洗いすれば浄くなる（レビ 13：56-58）³²。

また、所有地で家屋にかびが生じるならば、家の主人は祭司に報告する（レビ 14：34-35）。祭司が調べた結果、家屋の壁に青かびか、赤かびが生じており、壁の内部にまで及んでいるように見えるならば、家屋を1週間封鎖する。7日目にかびが家屋の壁に広がっているならば、祭司は命じて、かびが生じている部分の石材を抜き取り、町の外にある穢れた場所に捨てさせ、家屋の内側を削り³³取らせて、削り取った漆喰を町の外にある穢れた場所に捨てさせ、別

の石材を取って元の石材の代わりに入れさせ、別の漆喰で家屋の内部を塗らせる（レビ 14：37-42）。しかし、それでも再びかびが生じて家屋に広がるならば、その家屋は穢れており、打ち壊す必要がある。壊された家屋の石材、木材、漆喰はすべて町の外にある穢れた場所に運び出させる（レビ 14：43-45）。なお、封鎖期間中にこの家屋に入った者はすべて、夕方まで穢れる。また、この家屋で寝たり、食べたりした者は衣服を水洗いする（レビ 14：46-47）。家屋を漆喰で塗り変えた後、祭司が見に来て、かびが広がっていなければ、祭司はその家屋を淨いと宣言する（レビ 14：48）。

以上、穢れの種類をその性質に基づいて分類したが、各カテゴリーに共通していることは、穢れた人本人や、穢れた人ないし穢れた物に触れた人は、穢れの種類と大きさに応じて穢れる期間が定められているということである。その期間は1日であったり、7日間であったりするが、これは要するに穢れの大きさに応じて穢れる日数が定められているということであり、穢れる日数で分類し直す³⁴と、以下のようになる。

①低い度合いの穢れ…1日（当日の夕方）のみの穢れ

低い度合いの穢れは、1日のみ穢れる。その例としては、穢れた動物を食べること、動物の死骸に触れること（レビ 11：24-31, 39-40；17：15）、穢れた状態の家に入ること（レビ 14：46-47）、漏出のある人やその人が着用した物に触れること（レビ 15：4-11）、生理期間中の女性や彼女が使用した物に触れること（レビ 15：19-23）、生理期間外にも関わらず出血がある女性や、彼女が着用した物に触れた場合（レビ 15：26-27）である。また着物を洗ったり、沐浴を要求される場合もある。（レビ 11：25, 28, 40；15：5-12等）このような状態にある者は、日常的な生活を営むことは可能であったが、聖所に立ち入った

り、祭儀に参加して犠牲の肉を食べたりすることはできなかった。

②高い度合いの穢れ…7日間の穢れ

より高度の穢れは、最低でも7日間持続する。その例としては、出産後の女性（レビ12：2-4）、重い皮膚病の疑いのある者（レビ13：4, 31）、カビが生えた衣類や家（レビ13：50；14：38）、漏出のある男性（レビ15：2-13）、月経中の女性（レビ15：19）、月経中の女性と性交した男性（レビ15：24）、生理期間外に出血のある女性（レビ15：25-27）、などである。このような状態にある者は、宿営内にいることは可能であるが、日常通りの生活は許されず、隔離されたうえ、一般人との接触は禁止された。

③最高度の穢れ…宿営外への追放

最高度の穢れを帯びた場合、本人は宿営内の生活を許されず、宿営外に追放される。その代表的な例は、重い皮膚病の患者である（レビ13：45-46）。なお、死体も強い穢れの発生源と見なされ、宿営外に運びだされた（レビ10：4-5）。そのせいか、イスラエルにおいては、墓は居住区の外部に設けられた³⁵。

以上、穢れの種類を、穢れる日数に応じて分類したが、なぜ古代イスラエルにおいてはこのように穢れの強さに応じて対応に違いが出るのか。そのことについて答えを出すために、祭司文書が強い関心を示している「聖／俗・浄／穢れ」について次章でまとめたい。

第2章 聖／俗・浄／穢れ

祭司文書においてのみならず古代イスラエルにおいては聖なるものと俗な

るもの、淨いものと穢れたものに対する関心が非常に強く、その関心の範囲は日常生活の細部にまで及ぶ。レビ記を理解するためには、聖性の本質について理解することが必要であり、清淨の手引きや神聖法典はもちろんのこと、献げ物の手引きにおける、犠牲に関する資料はこの聖性の理解を前提としている³⁶。また、聖／俗・淨／穢れを区別することは祭司の役割の1つでもある（レビ10：10）。特定の人物や物が聖と認められるためには、聖別されていること及び共同体の一員であるという徳目によって、適切に資格を与えられなければならない³⁷。聖と俗、淨さと穢れはそれぞれ対極的な概念であるが、同時に聖は穢れの対極をなす。よって、聖と穢れは引き離されるべきであり、「聖の領域は通常、淨いものの領域に包摂される³⁸」。当然、聖なる場所に立ち入れるのは祭儀的に淨い者のみであるし、献げられるものも淨くなければならない。よって、山我が主張するように、人間が体験する世界は、聖なる領域、俗なる領域、穢れの領域に分けることができる³⁹。この分類に沿って考えていけば、それぞれの領域に属す場所は以下ようになる。

①聖なる領域

聖なる領域に該当する場所は、言うまでもなく聖所である。そして、聖なる領域である聖所は、その聖性によって3段階に区切られている。すなわち、低い聖性の領域、高い聖性の領域、最高度の聖性の領域である。

低い聖性の領域、すなわち聖所の中庭には、平信徒でも立ち入ることができたが、それはあくまで祭儀的に淨い者のみである。レビ12：4からわかるように、穢れていると認められた者は、ここにも立ち入ることができないうえに、祭儀にも参加できない。和解の供犠（レビ7：11-27）は平信徒がその肉を食べることができることから、山我は和解の供犠がこの低い聖性の領域に該当すると推測している⁴⁰。ただし、ここでも穢れを避けるために、和解の供犠では

禁止事項が設けられている。すなわち、食される犠牲の肉が規定の期間外に食されないようにすること（レビ7：15-18）、穢れたものに触れた肉は食べてはいけないこと（レビ7：19）、穢れた状態にある者が肉を食べないようにすること（レビ7：20-21）、脂肪や血を食べないこと（レビ7：22-27）である。

高い聖性の領域、すなわち幕屋の本体には、平信徒は立ち入ることはできず、平信徒よりもさらに淨い状態であることを要求された祭司のみが立ち入ることを許された。祭司は、聖なる者（レビ21：6, 8）であるために、また聖所を聖別する（レビ21：23）ために、様々な制約を課されている。例としては、一族の死者のために身を穢して⁴¹はならないこと（レビ21：1）、自分の体に傷を作らない⁴²こと（レビ21：5）、祭司の妻や娘は淫らな振る舞いをしてはならないこと（レビ21：7-9）、体に欠陥⁴³がないこと（レビ21：16-23）などである。ここでも山我は、特定の供犠との対応関係を指摘している。すなわち、穀物の献げ物、賠償の献げ物、そして贖罪の献げ物がこの領域に対応するというのである⁴⁴。これらの献げ物の肉は、祭司のみが食べることが許され（レビ2：3, 10；6：10, 18, 22；10：12, 17；14：13；民18：9-10）、また聖域（すなわち、聖所の中庭）で食べることになっていた（レビ6：9, 19-20；7：6；10：13, 17；14：13）。

最高度の聖性をもつ場所は、至聖所となる。ここへは年に一度の贖罪の日に、油注がれた（レビ4：3；6：13；21：10）大祭司のみが立ち入ることを許され、大祭司は祭司よりもさらに厳格な浄さを求められた（レビ16章）。その内容としては、自分の髪を解いて垂らしたり、着物を引き裂いたりしてはならない⁴⁵こと（レビ21：10）、どこであれ死体のある場所には行ってはならず、自身の父母のためにも身を穢してはならない⁴⁶こと（レビ21：11）、処女を妻に娶らねばならず、寡婦⁴⁷や離縁された女、淫らな女、娼婦とは結婚できないうえ、妻は祭司の一族の女でなければならないこと（レビ21：13-14）、である。

②俗なる領域

俗なる領域としては、イスラエルの民が生活をする宿営が挙げられる。ここでは、淨いものと穢れたものが混在する場所であるが、ここでも一般人は、穢れを避け、淨くあることを要求される⁴⁸。一方で、宿営内には穢れも存在する。穢れを帯びた場合、宿営内（すなわち、俗の領域内）では許容されうるが、厳格に処理され、制御されなければならない。ゆえに穢れは排除されるのではなく、共同体による限定と制御を受けることになる⁴⁹。逆に言えば、共同体内で限定と制御を受けることができないほどに強い穢れを帯びた場合は、宿営から（一時的に）排除されることになる。宿営内にて限定と制御が可能な場合は、穢れを帯びた者には様々な制約が生じるものの、共同体内での生活が可能である。第2章第1節で触れた「低い度合いの穢れ」及び「高い度合いの穢れ」は、この俗なる領域に含まれると推測できる。低い度合いの穢れを帯びた場合、穢れは1日のみ持続するが、この間穢れた者は、日常生活は営めるが聖所への立ち入り及び祭儀への参加が禁止されるという制限を受ける（レビ22:3）。一方、高い度合いの穢れを帯びた場合は、穢れが最低でも7日間は持続し、淨くなるまでは事実上隔離され、一般人との接触は禁止される（レビ12:4-5;13:4-5, 31, 50;14:38）。ただし、宿営内にいること自体は禁止されるわけではない。

③穢れの領域

聖なる領域が聖所、俗なる領域が宿営だとすれば、穢れの領域に属する場所は、宿営の外側、すなわち荒野であると思われる。先述の通り、共同体による限定と制御がもはや及ばないほど強い穢れを帯びたものは、宿営内に留まることを許されず、宿営外の荒野に追放されることになる。この場合の代表的な例が、重い皮膚病の患者である。重い皮膚病の患者は、自分の着物を裂き、髪を

解いて垂らし⁵⁰、口髭を覆って⁵¹「穢れた者」と叫んだうえ⁵²、1人離れて暮らさなければならない。その住まいは宿営の外に置かねばならない(レビ13:45-46)。民5:2-4においても、重い皮膚病の患者を宿営の外に出すように記述されている⁵³。また、レビ10:4-5を見ると、死体も宿営の外に運び出されることになっていたようである。次節で詳述するように、重い皮膚病の患者は、その症状が治まるまで、宿営内に戻ることはできない。

また、最高度の穢れを発生させると考えられる罪が贖われる、年に1度の「贖罪の日」の儀式では、共同体の罪を1匹の雄山羊に背負わせ、宿営外の荒野に送り出される⁵⁴。この儀式で最高度の穢れを発生させる罪を背負った雄山羊が荒野に送り出されることと、最高度の穢れを帯びた者が荒野に追放されるという論理的な一致は、決して偶然ではないであろう⁵⁵。

このように、古代イスラエルの人間経験の世界は、至聖所(最高度の浄さ) > 聖所(高度の浄さ) > 中庭(低度の浄さ) > 宿営(中立的な浄さ, 低度の穢れ, 高度の穢れ) > 荒野(最高度の穢れ)というように、至聖所を中心として同心円状に聖性が段階的に分けられていると見ることができる。この区分に沿った法則で聖性の度合いが規定されており、浄さ・穢れの尺度が示されているとも読める。この聖性と浄・不浄の関係と考慮すると、浄いものと穢れたものを区別するという価値観は、何が不潔、不快なのかといった衛生的観点から理解されるべきではない。不浄や穢れはあくまで儀式的状態を意味するということに留意することが重要となる。

聖性の神学がレビ記の基礎にあることは、疑問の余地はほぼないと言っているであろう。聖性は主としてモラルや精神的卓越性を示すのではなく、何が神から分かれており、何が明確にもしくは排他的に神に属するかを示している⁵⁶。加えて、パッドが言うには、祭司神学は、神が創世記第1章で創造した宇宙は秩序ある被造物であるという確信の上に建てられる⁵⁷。その確信のもと、宇宙

は区別され、分類され、境界を与えられる。このバットの主張に立つと、神は聖別する者、すなわちイスラエルを分かち者として描かれる（レビ 20：8；21：15, 23；22：9, 16, 32）ことによって特徴づけられる。そしてそれは、レビ 19：34；25：42；26：13 で示される出エジプトの想起、そしてレビ 26：45 で示される父祖たちへの約束の成就の想起によってより強調される。この宇宙論的秩序の中で、古代イスラエルの人間の経験世界は秩序づけられ、人々は聖なるものになること（レビ 11：45 b；19：2）を求められているのである。この世界では、汚くないものは避けられ、穢れたものは制御され、浄めを通じて聖／浄への回復の試みがなされる。次章で触れる浄めの儀式は、そのための重要な手段である。

第3章 浄めの儀式

では、穢れを帯びた者／物が浄さを回復する際、どのような手順を踏むことになるのか。浄めの儀式について、レビ記に記述されている主たるものを整理していく。ここでも、穢れの程度によって対応が異なることがわかる。

①低い度合いの穢れの浄め

低い度合いの穢れは、1日のみ穢れることはすでに述べたが、このような穢れに該当する場合の多くは、浄めの儀式として、沐浴や洗濯を要求されることが多い。例としては、動物の死骸に触れた者は自分の着物を洗わなければならないケース（レビ 11：24-28）、（自然に）死んだ動物や（野獣に）引き裂かれた動物⁵⁸を食べた者は、自分の着物を洗い、沐浴する必要があるケース（レビ 17：15-16）、漏出のある人やその人が着用した物に触れた者が、自分の着物を洗い、水で沐浴しなければならないケース（レビ 15：5, 10-11）などがある。

これらのケースを見ていくと、低い度合いの穢れの場合は、水による浄めが行われ、贖いの儀式は実施されないということがわかる。

②高い度合いの穢れの浄め

高い度合いの穢れの場合、浄めは2段階で行われる。例として、男児を産んだ女性の浄めの事例を用いる。妊娠して男児を出産したとき、産婦は月経による穢れの日数⁵⁹と同じ7日間穢れている（レビ12：2）。すなわち、この時彼女は宿営内に留まることはできるが、一般人との接触は禁じられる。その後、8日目にはその子の包皮に割礼を施す（レビ12：3）。この時点で、穢れの度合いは高度の状態から低度に移行する。そして、産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な33日の間、家に留まる。その浄めの期間⁶⁰が完了するまでは、聖なる物に触れたり、聖所に詣でたりしてはならない（レビ12：4）⁶¹。男児もしくは女児を出産した産婦の浄めの期間が完了したならば、産婦は1歳の雄羊1匹を焼き尽くす献げ物とし、家鳩または山鳩1羽を贖罪の献げ物として臨在の幕屋の入り口に携えて行き、祭司に渡す。祭司がそれを主の御前にささげて、産婦のために贖いの儀式を行うと、彼女は出血の穢れから浄められる（レビ12：6-7）⁶²。

また、病的な漏出のある男性の浄めについても、穢れの段階的移行が見受けられる。漏出のある人が、それが止んで浄くなったならば、浄めの期間としての7日間を要する。つまりこの期間は高い度合いの穢れを帯びていることになり、一般人との接触が禁止される（レビ15：2-12）。7日後、衣服を水洗いし、新鮮な水で身を洗うと、浄くなる。この時彼は低度の穢れを帯びることになる。8日目に、彼は2羽の山鳩か家鳩を調べ、会見の幕屋の入り口で、主の御前に出てそれを祭司に渡す。祭司は、1羽を贖罪の献げ物、他の1羽を焼き尽くす献げ物として主の御前に献げ、漏出の穢れを浄めるために贖いの儀式を行い、

これを終えれば、彼は完全に淨い状態になる（レビ 15：14-15）。

この段階的移行は、病的な出血（すなわち、月経によらない出血）のある女性も同様である（レビ 15：25、28-30）。なお、穢れの対象が人間ではないが、かびが生えた家屋の浄めも2段階で行われる。7日間の閉鎖の後、患部が拡大していなければ、祭司はその家が淨い（すなわち、高度の穢れから低度の穢れに移行する）と宣言する（レビ 14：48）。そして浄めの儀式を行うが、その手順は次の通りとなる。家屋の穢れを浄めるためにまず、2羽の鳥、杉の枝、緋糸およびヒソプ⁶³を用意する（レビ 14：49）。次に、新鮮な水を満たした土器の上で鳥の1羽を殺す。そして、杉の枝、ヒソプ、緋糸と共にもう1羽の生きている鳥を取って、さきに殺した鳥の血と新鮮な水に浸し、家屋に7度振りまく（レビ 14：50-51）。その後、祭司は生きている鳥を町の外の野に放つ。こうして、家屋のための贖いの儀式を行うと、家は浄められる（レビ 14：53）。

③最高度の穢れの浄め

最高度の穢れを帯びた者の浄めについては、3段階に分けられる。重い皮膚病の患者が祭司のもとに連れて来られると、祭司は宿営の外に出て来て⁶⁴調べ、患者の重い皮膚病が治っているならば、祭司は浄めの儀式⁶⁵をする。内容としては、生きている淨い鳥2羽と、杉の枝、緋糸、ヒソプの枝を用意⁶⁶させ、鳥の1羽を殺す（レビ 14：2-5）。それから、杉の枝、緋糸、ヒソプおよび生きているもう1羽の鳥を取り、さきに新鮮な水⁶⁷の上で殺された鳥の血に浸してから、患者に7度振りかけて浄める。その後、この生きている鳥は野に放つ⁶⁸（レビ 14：6-7）。浄めの儀式を受けた者は、衣服を水洗いし、体の毛を全部剃って身を洗うと、浄くなる。この後、彼は宿営に戻ることができ、すなわち、最高度の穢れから高度の穢れの状態に戻る⁶⁹。宿営に戻った後も、7日間は自分の天幕の外にいないなければならない（レビ 14：8）⁷⁰。彼は7

日目に体の毛を全部剃り、衣服を水洗いし身を洗う（レビ 14：9）。こうして、彼は高度の穢れから、低度の穢れに移行する。すなわち、日常的な生活は許されるが、聖所への立ち入りや祭儀への参加は許されない状態である。

8日目に、彼は無傷の雄羊 2 匹、無傷の 1 歳の雌羊 1 匹、オリーブ油を混ぜた小麦粉の献げ物、オリーブ油を調える（レビ 14：10）。祭司は雄羊の 1 匹を取り、それをオリーブ油と共に賠償の献げ物として献げ、主の御前に奉納物とする。次に、この雄羊を贖罪の献げ物や焼き尽くす献げ物を屠る場所、つまり聖域で屠る（レビ 14：12-13）⁷¹。祭司はこの献げ物の雄羊の血を取って、浄めの儀式を受ける者の右の耳たぶ、右手の親指、右足の親指に塗る⁷²。祭司は、オリーブ油の一部を取って自分の左の手のひらに注ぎ、そこに右手の指を浸してその油を 7 度主の御前に振りまく。次に、手のひらに残ったオリーブ油の一部を、患者の右の耳たぶ、右手の親指、右足の親指に塗り、さらに賠償の献げ物の血（を塗った箇所）の上にも塗る（レビ 14：14-17）。再び手のひらに残ったオリーブ油は患者の頭に塗る。祭司はこのようにして、彼のために主の御前に贖いの儀式を行い、贖罪の献げ物をささげて、彼のために穢れを浄める儀式を行う（レビ 14：18-19a）。そして、最後に焼き尽くす献げ物を屠る。祭司は焼き尽くす献げ物と穀物の献げ物を祭壇で燃やしてささげる。祭司がこうして、彼のために贖いの儀式を行うと、彼は浄くなる（レビ 14：19b-20）⁷³。この手順を得ることで、重い皮膚病の患者は、完全に⁷⁴ 浄くなることができる。

このように、穢れの浄めについては最高度の穢れから高度の穢れ、高度の穢れから低度の穢れ、低度の穢れから浄い状態へと、段階的になされていることがわかる。そして、それぞれの段階は、第 2 節で示した聖性の分類と一致する。ゆえに穢れの浄めは、聖性という一つの宇宙論的秩序の中の移動を可能にする手段なのである。

低度の穢れの浄めでは水を用いた浄めに留まるのに対し、高度の穢れ及び最高度の穢れの浄めの場合は「贖いの儀式」を必要とすることは注目に値する。高度の穢れ、最高度の穢れは共に、贖いの儀式の中では贖罪の献げ物が献げられる。このことは、穢れの文脈における罪との密接な関係を示唆している。そして儀式の中では、犠牲獣の血が使用される。つまり、程度の低い穢れに対する単なる浄めについては水で完了するのに対し、贖いについては血の取り扱いを以って完了となる。ゆえに、贖いを構成する本質的特徴は「血」なのである。また、レビ 15：31 を見ると、以下のように記述されている。

あなたたちはイスラエルの人々を戒めて汚れを受けないようにし、あなたたちの中にあるわたしの住まいに彼らの汚れを持ち込んで、死を招かないようにしなさい。

このテキストが表すのは、罪と同様に、穢れを帯びることも聖所に穢れをもたらすと考えられていたということである。この節は、あらゆる形の不浄は聖なる場所を脅かすという事実への重要な証言である。つまり、求められる診断と手順は全て、汚染の危険から聖所の聖性を守ることに根本的関心を持っている⁷⁵。「レビ記における法が分離の神学を表しているとすれば、物語伝承は主として神の臨在の神学を肯定する⁷⁶。」聖性の中心に置かれる（民 2：2）会見の幕屋は、神が臨在（出 40：34-38；民 9：15-23）し、民の中にいるという論点を強化する。この存在は聖別する力であるが、それは会うことができ、共同体におけるその内在が出エジプトの根本的目的として示され得る（出 29：43-46）⁷⁷。すなわち、穢れに関する諸規定は、イスラエルの民を穢れから遠ざけ、発生した穢れを制御するのみならず、神の臨在を示す聖所を穢れから守り、聖性という宇宙論的秩序を維持する機能を果たすのである。そして、その機能を

果たすための重要な要素が、贖い（ヘブライ語で kipper）の「血」なのである。

第4章 まとめ

以上、本稿では古代イスラエルの穢れ（けがれ）の概念について、その研究動向をまとめた。第1章では、穢れの種類を分類することにより、穢れの程度によって3つのレベルがあることを示した。第2章では、古代イスラエルの生活の細部にまで浸透していた聖性の概念についてまとめた。そこでは、会見の幕屋を中心にその聖性に応じて同心円状の区別が生じており、祭司や一般人はそれぞれの聖性に見合った浄さを求められた。この聖性、すなわち聖／俗、浄／不浄の概念の本質は衛生的関心にあるのではなく、何が神に属し、何が神から分離されるかという「分離の神学」の実践にある。その神学は、単に聖／俗、浄／不浄の区別を行うだけでなく、神が創造した宇宙は秩序ある被造物であるという確信の上に建てられた宇宙論的秩序の体現であり、出エジプト及び父祖たちへの約束の成就といった神の所業を想起させながら人間の経験世界を秩序づけ、イスラエルの民に聖なるものになれと命じているのである。

そして第3章では穢れの具体的な浄めの方法を整理し、分析を行った。ここでは、低度の穢れの浄めでは水を用いた浄めがなされる一方、高度の穢れと最高度の穢れの浄めでは段階的な浄めが実施され、かつ贖罪の供犠を含み犠牲獣の「血」を使用した贖いの儀式が行われることを指摘した。また、レビ15:31から、穢れの文脈においても罪と同様に人々の穢れは聖所に穢れを発生させることも確認した。レビ15:31の存在は、罪と穢れそれぞれが会見の幕屋（聖所）に穢れをもたらす、結果的に死をもたらす得るという共通概念を持っていることを示唆している。神の臨在を示す会見の幕屋は常に穢れの脅威にさらされており、その穢れを制御するために、段階的な浄め（すなわち、聖性間の移動）

がなされる。より高度な穢れに対する浄めは水では賄えず、犠牲獣の血を利用した贖い（すなわち kipper）が必要なのである。贖う（kipper）ことは、単なる穢れの抑制にとどまらず、神の創造、臨在といった神の所業を保持する役割を果たす、「血」を本質的な特徴とする行いなのである。

（つじみ ゆうた・文学研究科博士課程）

[注]

- 1 並木浩一・荒井章三編『旧約聖書を学ぶ人のために』世界思想社、2012年、316頁。
- 2 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』聖公会出版、2012年、10頁。
- 3 同上、248頁。
- 4 同上、249頁。
- 5 メアリ・ダグラス、塚本利明訳『汚穢と禁忌』筑摩書房、2015年（第1版、2009年）、160頁。
- 6 本稿では、特に言及がない限り新共同訳を使用する。また、書の略語も新共同訳に従い、表記は書の略語・章：節とした。
- 7 辻見祐太「レビ記における「罪」と「赦し」」『年報新人文』第17号（2020年12月）、137（029）－107（059）頁。
- 8 同上、124（042）－120（046）頁。
- 9 同上、120（046）－118（048）頁。
- 10 旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書Ⅰ律法』、岩波書店、2004年。『レビ記』を参照。
- 11 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、248－292頁。
- 12 Philip J. Budd, *Leviticus (The New Century Bible Commentary)* (Grand Rapids: Marshall Pickering, 1996) なお、本稿での引用においては、一部訳語の選定のうえで以下の日本語訳を参考にしてている。
P.J. バッド、山森みか訳『ニューセンチュリー聖書注解 レビ記』日本基督教団出版局、2009年。
- 13 これらの動物は家畜の代表例である。創1：24-26；レビ19：19；26：22；民

- 3 : 41, 45 を見ると、家畜は野生の動物と対比的に記されている。Philip J. Budd, *Leviticus*, 162. を参照。
- 14 すなわち、偶蹄類であるだけか、反芻するだけの動物（レビ 11 : 4-7）及び、足の裏の膨らみで歩く野生の動物（レビ 11 : 27）。
- 15 なお、個々の語彙がどの動物を意味するのかは必ずしも明らかではない。ただ、猛禽類や、腐肉や昆虫を食べる、肉食性ないし雑食性の鳥が挙げられているのは特徴的である。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 岩波書店, 2004 年, 351 頁。
- 16 当然ながら、昆虫の足は 6 本である。4 本の足で動くというのは、地面に接す足が 4 本あり、先頭の 2 本は手として認識されていたという意味であろうか。4 本の足でという句は、のちに動物（レビ 11 : 27）及び地上を這う動物（レビ 11 : 41-42）に関しても用いられる。
- 17 すなわち、いなごの類、羽ながいなごの類、大いなごの類、小いなごの類。
- 18 バッドはこの状態を漏出と見る。Philip J. Budd, *Leviticus*, 219.
- 19 このような行為はレビ 18 : 19, エゼ 18 : 6, 22 : 10 で非難されるが、ここでの関心は儀礼的影響に留められている。Philip J. Budd, *Leviticus*, 220.
- 20 出産による穢れが月経による穢れと同様に扱われていることを考慮すると、出産の際の出血が穢れをもたらすと考えられる。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 355 頁。
- 21 レヴァインは、不浄期間における男女間の相違は女性の繁殖の力と神秘に対する尊敬（及び恐れ）を反映しているとしている。B. A. Levine, *Leviticus* (Philadelphia: The Jewish Publication Society, 1989) , 249-250.
- 22 原語は「ツァーラアト」(旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 356 頁)。語源は不明。新共同訳では「重い皮膚病」、口語訳は「らい病」、NRSV は「レプラ」となる。しばしばこの語はハンセン病と同視されるが、特定の病気というよりは、様々な皮膚疾患を包括的に指す意味合いを持つのではないか。
- 23 この時、祭司は患者に「あなたは穢れている」と言い渡す（レビ 13 : 3）が、ここでの祭司の役割は、あくまで患者が祭儀的に穢れているかを判断することであり、患者の症状を治療することではない。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 357 頁。
- 24 患者の隔離は症状が進行するかを観察するために行われるのであって、治療のためではない。同上, 359 頁。
- 25 ここは意味が不明瞭で、文脈とも合っていない。

- 26 「白く」というのは、正常な皮膚が再生しているという意味であろうか。なお、バッドはこの句を、穢れていない慢性的な皮膚の状態のしるしとして読まれるべきとしている。Philip J. Budd, *Leviticus*, 192.
- 27 ここでは患部の周辺のみを落とす。これは、浄めの儀式とは異なる。レビ 14 : 8-9 を参照。
- 28 尋常性白斑のこと。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 361 頁。
- 29 ここでいう漏出とは、おそらく膿が出ていることを指しているのであろう。
- 30 衛生的な意味ではなく、祭儀的に穢れているということ。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 371 頁。
- 31 原語は「重い皮膚病」と同じく「ツァーラアト」である。
- 32 家屋に生じたかびとは対照的に、衣服などに生じたかびについては、贖いの儀式は行われない。
- 33 人間の場合の毛剃りに相当するという見方もある。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 369 頁。
- 34 この分類においては、以下の資料を参考にした。山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』, 285-286 頁。
- 35 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』, 286 頁。
- 36 Philip J. Budd, *Leviticus*, 24.
- 37 *Ibid.*, 25.
- 38 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』, 281 頁。
- 39 同上。なお、本稿では山我の議論に従って人間が体験する世界を 3 つの領域に限定しているが、浄という概念の具体的な内実、また浄と他の諸概念との関係（例えば、聖との共通点や相違点）については曖昧な部分があり、この点について本稿では十分な考察ができていない。
- 40 同上, 281-282 頁。
- 41 すなわち、葬儀に参列すること。ただし、自分に近い肉親の場合は除く（レビ 21 : 2-3）。つまり、祭司をできるだけ穢れを発生させる「死」から遠ざけるという意図が見受けられる。
- 42 これは、祭司としての身体的完全性を重視しているのであろうか。すなわち、犠牲に献げる動物が傷のない完全なものでなければならない（レビ 22 : 19-25）のと同様に、供犠を司る祭司も健康者でなければならない、不完全な者は神の聖性を損なうと考えられているのであろうか。

- 43 例としては、盲目の者や手足の不自由な者、背中に瘤がある者などがある。
- 44 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、283頁。
- 45 いずれも悲嘆を表す所作。
- 46 一般祭司と異なり、大祭司は近親者の葬儀にも参加できない。徹底的に「死」から大祭司を遠ざける意図が見受けられる。
- 47 対照的に、一般祭司は寡婦と結婚してはならないという規定はない。
- 48 レビ11：45 bでは、一般人も聖なる者になれと記述されているが、聖なる者になるということは、浄くあるということが必要である。
- 49 Philip J. Budd, *Leviticus*, 25.
- 50 悲嘆の表現。
- 51 同じく悲嘆の表現と思われるが、つばが他人にかからないようするためとの見方もある。
- 52 健常者が近づいて接触しないようにするため。
- 53 なお、民5：2では重い皮膚病患者の他に、漏出のある者、死体に触れた者も宿営の外に出すように指示されているが、レビ記においてはそのような直接的な記述は見当たらない。
- 54 「贖罪の日」の儀式に関しては、拙論「レビ記における「罪」と「赦し」」第3章を参照されたい。
- 55 この点については、以下の資料も参考にされたい。
山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、286頁。
- 56 Philip J. Budd, *Leviticus*, 34.
- 57 *Ibid.*, 36.
- 58 すなわち、人間によって屠られていない動物のこと。
- 59 月経による穢れについては、レビ15:19-24を参照。なお、出産の場合とは異なり、月経による出血の場合は、祭司による浄めの儀式は行われぬ。このことについて、山我は、月経は健全な生理現象なので穢れは自然に消滅すると考えられていたと推測している。山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、290頁を参照。
- 60 要するに、穢れの日数7日間と33日間を合わせて、計40日間。
- 61 女兒を出産したときは、産婦は月経による穢れの場合に準じて、14日間穢れている。産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な66日の間、家にとどまる。
- 62 なお、産婦が貧しくて小羊に手が届かない場合は、2羽の山鳩または2羽の家鳩を携えて行き、1羽を焼き尽くす献げ物とし、もう1羽を贖罪の献げ物とする。

祭司が産婦のために贖いの儀式を行うと、彼女は浄められる（レビ 12：8）。

63 ハーブのオレガノに近い植物で、岩地や砂地に自生する。葉草としても使用されていたようである。

旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 179 頁。

64 最高度の穢れを帯びた重い皮膚病の患者は宿営内から排除されているため。

65 なお、ここで実施される浄めの儀式は、あくまで患者の祭儀的な穢れを取り除いて、通常の生活に復帰させるものであり、病気そのものを治癒する儀式ではない。患者の重い皮膚病はすでに癒えている。

旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 365 頁。

66 ここで用意されるものは、死体に接触した者に対する浄めの儀式に用いられるのと同じものである。民 19：6 を参照。同上。

67 貯水槽に溜めた水ではなく、自然の泉や川から汲んできた水。同上。

68 穢れを荒野に運びださせる目的があると思われる。この点はレビ 16：21-22 の贖いの儀式と共通している。

69 すなわち、宿営内にいることはできるが、他人との接触を禁じられる状態。

70 他人や家の中の物に接触できない。

71 浄めの儀式を受ける者が屠る。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 365 頁。

72 この儀礼は、祭司の任職式での行いと類似している。同上, 367 頁。

73 もし、患者が貧しくて前記のものに手が届かないならば、賠償の献げ物の雄羊 1 匹、穀物の献げ物のためにオリーブ油を混ぜた上等の小麦粉 10 分の 1 エファ、および 1 ログのオリーブ油を調える。さらに、手が届く 2 羽の山鳩か、家鳩を取り、1 羽を贖罪の献げ物、他を焼き尽くす献げ物とする。献げもの手順については、レビ 14:23-32 に記述されている。

74 すなわち、聖所への立ち入り、祭儀への参加、供物の奉献といった宗教生活を送れる状態のこと。

75 Philip J. Budd, *Leviticus*, 221-222.

76 *Ibid.*, 37.

77 *Ibid.*,

〔彙報〕

令和二年度 大学院文学研究科

◆学位論文題目一覧

修士学位論文

●日本文化専攻修士課程

氏名	修士論文題目
真島 毅	天皇の軍隊における絶対服従の論理 ―二・二六事件を事例として―

◆ 授業科目及び担当者 ※非常勤科目は実際に開講した科目のみ

● 日本文化専攻博士（後期）課程

授業科目	担当教員
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠA	テレンゲト・アイトル教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠB	テレンゲト・アイトル教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅠC	テレンゲト・アイトル教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡA	鈴木英之教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡB	鈴木英之教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅡC	鈴木英之教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢA	田中 綾教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢB	田中 綾教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅢC	田中 綾教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣA	徳永良次教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣB	徳永良次教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅣC	徳永良次教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤA	大谷通順教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤB	大谷通順教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅤC	大谷通順教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥA	大石和久教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥB	大石和久教授
日本語・思想文化論文指導特殊演習ⅥC	大石和久教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡA	郡司 淳教授

授業科目	担当教員
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡB	郡司 淳教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡC	郡司 淳教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢA	手塚 薫教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢB	手塚 薫教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢC	手塚 薫教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣA	須田一弘教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣB	須田一弘教授
日本歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣC	須田一弘教授

●英米文化専攻博士（後期）課程

授業科目	担当教員
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠA	田中洋也 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠB	田中洋也 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠC	田中洋也 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡA	米坂スザンヌ 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡB	米坂スザンヌ 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅡC	米坂スザンヌ 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢA	上野誠治 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢB	上野誠治 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅢC	上野誠治 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣA	佐藤貴史 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣB	佐藤貴史 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅣC	佐藤貴史 教授
欧米言語・思想文化論文指導特殊演習ⅠA	柴田 崇 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠB	柴田 崇 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅠC	柴田 崇 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡA	大森一輝 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡB	大森一輝 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅡC	大森一輝 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢA	小松かおり 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢB	小松かおり 教授

授業科目	担当教員
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅢC	小松かおり 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣA	仲松優子 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣB	仲松優子 教授
欧米歴史・環境文化論文指導特殊演習ⅣC	仲松優子 教授

● 日本文化専攻修士課程

授業科目	担当教員
日本文学特殊講義Ⅱ	田中 綾教授
日本文学特殊講義演習ⅡA	田中 綾教授
日本文学特殊講義演習ⅡB	田中 綾教授
日本文学特殊講義Ⅲ	中村三春 講師
比較文学特殊講義Ⅰ	テレンゲト・アイトル 教授
比較文学特殊講義演習ⅠA	テレンゲト・アイトル 教授
比較文学特殊講義演習ⅠB	テレンゲト・アイトル 教授
比較文学特殊講義Ⅱ	大谷通順 教授
比較文学特殊講義演習ⅡA	大谷通順 教授
比較文学特殊講義演習ⅡB	大谷通順 教授
日本思想特殊講義Ⅰ	鈴木英之 教授
日本思想特殊講義演習ⅠA	鈴木英之 教授
日本思想特殊講義演習ⅠB	鈴木英之 教授
日本思想特殊講義Ⅱ	大石和久 教授
日本思想特殊講義演習ⅡA	大石和久 教授
日本思想特殊講義演習ⅡB	大石和久 教授
日本語研究特殊講義Ⅰ	丸島 步 准教授
日本語研究特殊講義演習ⅠA	丸島 步 准教授
日本語研究特殊講義演習ⅠB	丸島 步 准教授
日本語研究特殊講義Ⅱ	徳永良次 教授

授業科目	担当教員
日本語研究特殊講義演習ⅡA	徳永良次 教授
日本語研究特殊講義演習ⅡB	徳永良次 教授
比較言語研究特殊講義Ⅰ	寺田吉孝 教授
比較言語研究特殊講義演習ⅠA	寺田吉孝 教授
比較言語研究特殊講義演習ⅠB	寺田吉孝 教授
日本史特殊講義Ⅰ	片岡耕平 准教授
日本史特殊講義演習ⅠA	片岡耕平 准教授
日本史特殊講義演習ⅠB	片岡耕平 准教授
日本史特殊講義Ⅱ	郡司 淳 教授
日本史特殊講義演習ⅡA	郡司 淳 教授
日本史特殊講義演習ⅡB	郡司 淳 教授
環境文化特殊講義Ⅰ	手塚 薫 教授
環境文化特殊講義演習ⅠA	手塚 薫 教授
環境文化特殊講義演習ⅠB	手塚 薫 教授
環境文化特殊講義Ⅱ	須田一弘 教授
環境文化特殊講義演習ⅡA	須田一弘 教授
環境文化特殊講義演習ⅡB	須田一弘 教授
環境文化特殊講義Ⅲ	中村英重 講師

●英米文化専攻修士課程

授業科目		担当教員
英米文学特殊講義 I	渡部あさみ 准教授	
英米文学特殊講義演習 I A	渡部あさみ 准教授	
英米文学特殊講義演習 I B	渡部あさみ 准教授	
英米文学特殊講義 II	森川慎也 准教授	
英米文学特殊講義演習 II A	森川慎也 准教授	
英米文学特殊講義演習 II B	森川慎也 准教授	
英語研究特殊講義 I	上野誠治 教授	
英語研究特殊講義演習 I A	上野誠治 教授	
英語研究特殊講義演習 I B	上野誠治 教授	
英語研究特殊講義 II	米坂スザンヌ 教授	
英語研究特殊講義演習 II A	米坂スザンヌ 教授	
英語研究特殊講義演習 II B	米坂スザンヌ 教授	
英語研究特殊講義 III	田中洋也 教授	
英語研究特殊講義演習 III A	田中洋也 教授	
英語研究特殊講義演習 III B	田中洋也 教授	
英語研究特殊講義 IV	ブシャー・ジェレミ 准教授	
英語研究特殊講義演習 IV A	ブシャー・ジェレミ 准教授	
英語研究特殊講義演習 IV B	ブシャー・ジェレミ 准教授	
欧米思想特殊講義 I	小柳敦史 准教授	
欧米思想特殊講義演習 I A	小柳敦史 准教授	
欧米思想特殊講義演習 I B	小柳敦史 准教授	
英米文学特殊講義演習 I B	仲丸英起 准教授	
英米文学特殊講義演習 II A	仲丸英起 准教授	
英米文学特殊講義演習 II B	仲丸英起 准教授	
英語研究特殊講義 I	大森一輝 教授	
英語研究特殊講義演習 I A	大森一輝 教授	
英語研究特殊講義演習 I B	大森一輝 教授	
英語研究特殊講義 II	大森一輝 教授	
英語研究特殊講義演習 II A	大森一輝 教授	
英語研究特殊講義演習 II B	大森一輝 教授	
英語研究特殊講義 III	仲松優子 教授	
英語研究特殊講義演習 III A	仲松優子 教授	
英語研究特殊講義演習 III B	仲松優子 教授	
環境文化特殊講義 I	小松かおり 教授	
環境文化特殊講義演習 I A	小松かおり 教授	
環境文化特殊講義演習 I B	小松かおり 教授	
環境文化特殊講義 II	柴田 崇 教授	
環境文化特殊講義演習 II A	柴田 崇 教授	
環境文化特殊講義演習 II B	柴田 崇 教授	

文学研究科教育・研究発表活動

◎二〇二一年度第一回(全体ゼミ)(修士課程二年・中間報告)
七月三日(土) 10:30~11:30、Z.o.o.mにて開催された。

修士課程二年に在学する一名の院生が次の題目で論文の構想とその内容の一部を発表した(参加者約30名)。

蟬塚 咲衣 「民俗芸能の導入と継承」

◎二〇二一年度第二回(全体ゼミ)(中間報告)

十一月六日(土) 10:00~11:40、本学6号館C31番教室にて開催された。修士課程に在学する三名の院生が次の題目で論文の構想とその内容の一部を発表した(参加者約30名)。

長田 直美 「現代短歌における社会詠の位相―癒し

と救いをキーワードに―」

細川 夏歩 「アイヌ・アriteイストの活動について」

西村 秋桜 「デイズニーヒロインの談話の変容―

「断り」の発話行為から見る女性の談話の変容―」

◎北海学園大学人文学会第九回大会

二〇二一年十二月九日(木) 14:20~16:00

本学34番教室にて人文学会第九回大会が開催された。今大会は片岡耕平先生と丸島歩先生にこれまでの研究成果と展望についてご発表いただいた。

片岡先生は中世の穢れ概念と時間認識を研究されてこられた。今回は「借金の帳消しは、なぜ「徳」政なのか」と題して、チューリッヒ大学在職時から研究を継続されている時間認識について発表された。鎌倉時代から室町時代にかけての徳政の用例を紹介され、時間認識に関する先行研究を踏まえられた上で、徳政令が時間の永続性を断ち切る反復的な時間認識をもつ概念であると解説された。

丸島先生は日本語音声学と日本語教育を専門にされ、発話速度、学習者音声、非日本語母語話者のための日本語、音声のジェンダー差を研究されてこられた。今回は「演技音声の表現にあらわれるジェンダー差のイメージ」と題して、同一女性声優が男性役/女性役を演じ分ける音声を周波数・母音フォルマント・イントネーション・性格印象の観点から詳細に分析し、その結果を報告された。

両先生の発表後、活発な意見交換が行われ、教員同士の有意義な研究交流の場となった。

司会・柴田 崇（北海学園大学人文学部教授）

・発表

○借金の帳消しは、なぜ「徳」政なのか

片岡耕平（北海学園大学人文学部准教授）

○演技音声の表現にあらわれるジェンダー差の

イメージ

丸島 歩（北海学園大学人文学部准教授）

編集後記

●『年報新人文』第18号をお届けします。本号は、論文二本、研究ノート一本を収めています。例年に比して少ないのですが、研究ノートも含め、力のこもった論考となっております。執筆された方々、厳正な査読にご協力いただいた方には心よりお礼申し上げます。

●巻頭言は、本学教授大谷通順先生から「ことばの履歴書」「人文」と「文化」と題して、昨今のコロナ禍を巡ることばの使用法が変化している実例を、中国と日本の「人文」と「文化」という語から掘り起こし、それぞれの国の背景により異なった変遷を示していくことを分かりやすくお示しいただきました。

●片岡耕平氏から「日本中世徳政論再考のために―ものほもどらなくても時はうごくかもしれない」という論考を投稿していただきました。片岡氏は昨年度着任されたのですが、コロナ禍でなかなか教員・学生・院生との交流もままならない中で、現在の研究動向のひとつをお示しいただき、氏の研究分野の一端を知っていただけだと思います。片岡氏の主眼は、日本中世社会を特徴付ける「徳政」について、折口信夫の時間論に基づく徳政論の再評価と定義を行ったもので、今後のさらなる進展の期待が持てる論文となっております。

●榎木貴之氏には「平川唯一「英語会話」テキストの分析―後のラジオ講座を踏まえて―」と題した論文を投稿していただきました。現在放送中のNHK連続テレビ小説「カムカムエヴリバディ」のタイトルは、平川のNHKラジオ英語講座の主題歌に由来します。榎木氏は平川の「英語会話」テキストを全号読み通し、その英語や構成を分析されています。ラジオというメディアを通して戦後間もない日本で広く親しまれた平川の英会話テキストと平川以降の英会話テキストを比較し、類似点・相違点を明らかにした興味深い論文です。

●辻見祐太氏からは昨年度に引き続き研究ノートを投稿いただきました。辻見氏は二〇二一年四月に本学大学院文学研究科博士課程に進学されています。今回は「レビ記における「穢れ」の概念」と題して、旧約聖書レビ記における穢れの分類、聖性の概念、穢れの浄めの方法に関する先行研究の動向を詳細にまとめられています。研究テーマに関する先行研究の整理は自身の研究の方向性とポジションを明確にするうえで必要不可欠な作業です。今後も着実に研究成果を発

表し、博士論文へと結実するような研究を進めてもらいたいと思います。

(徳永良次・森川慎也)

『年報 新入文学』投稿規定

- 一、『年報 新入文学』は、人文学に関する広範な分野の研究成果を掲載し、内外の研究交流を図ることを目的とし、年一回発行を原則とする。
- 二、投稿原稿の著者は、人文学部及び文学研究科の所属者でなければならない。ただし編集委員会が認めた場合はその限りではない。
- 三、原稿は日本語、あるいは英語とし、種類と分量はそれぞれ次のとおりとする。
 - ①原著論文で未発表のもの、日本語なら二〇、〇〇〇字、英語なら一〇、〇〇〇字程度。
 - ②研究ノート・資料・報告など、日本語なら一二、〇〇〇字、英語なら六、〇〇〇字程度。
 - ③書評など、日本語なら四、〇〇〇字、英語なら二、〇〇〇字程度。
 - ④その他、編集委員会が必要と認めたもの。
- 四、原稿は編集委員会で厳正な審査を行い、採否を決定する。編集委員会は査読結果に基づき、原稿の一部変更を求めることがある。

北海学園大学大学院文学研究科
『年報 新入文学』編集委員会

◆表紙の「ふくろう」について

表紙に描かれている「ふくろう」には、二重の意味が込められています。ひとつは古代アテネの「ミネルヴァのふくろう」に由来する、「知恵なし学問」の象徴という意味です。哲学者ヘーゲルが、「ミネルヴァのふくろうは、日の暮れ始めた夕暮れとともに、はじめてその飛翔を始める」と述べたことは、つとに有名です。

もう一つの意味は、北海道に生息する天然記念物「シマフクロウ」に由来しています。シマフクロウは、北海道のなかでも手つかずの自然が残っている場所にしか生息しませんが、その表情には思慮深い哲人を思わせる威厳があります。古来アイヌの人たちは、この鳥をコタンコロカムイ（村の守護神）と呼んで神聖視してきました。

本誌は、この「ミネルヴァのふくろう」と「シマフクロウ」にあやかっ、北の大地から新しき学問の地平をきり拓くべく、大いなる飛翔の場たらんとするものです。

年報 新人文学〔第十八号〕 Annual Bulletin of the New Humanities

発行日——令和三（二〇二二）年十二月二十五日 発行

編集者——北海道大学大学院文学研究科『年報 新人文学』編集委員会

北海道大学大学院文学研究科内

〒〇六二―八六〇五 北海道札幌市豊平区旭町四丁目一 番四〇号

電話（〇二）八四一―二六二〔代表〕 FAX（〇二）八二四―七七二九

編集委員——徳永良次・森川慎也

発行者——上野誠治

発行所——北海道大学大学院文学研究科 札幌市豊平区旭町四丁目一 番四〇号 電話（〇二）八四一―二六二〔代表〕

